

令和3年 定例第1回

新得町議会会議録

開 会 令和3年3月2日

閉 会 令和3年3月19日

新得町議会

第 1 日

令和3年第1回新得町議会定例会（第1号）

令和3年3月2日（火曜日）午前10時開会

○ 議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第1号）
		行政報告
3	議案第 6号から 議案第18号まで	町政執行方針並びに提出議案説明
4	報告第 1号	専決処分の報告について
5	報告第 2号	専決処分の報告について
6	諮問第 1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
7	議案第 1号	西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について
8	議案第 2号	西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について
9	議案第 3号	令和2年度新得町一般会計補正予算
10	議案第 4号	令和2年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
11	議案第 5号	令和2年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算
12	意見案第1号	高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書
13	意見案第2号	高齢者施設と医療機関への減収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を求める意見書

○会議に付した事件

	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	諸般の報告（第1号）
	行政報告
議案第6号から 議案第18号まで	町政執行方針並びに提出議案説明
報告第1号	専決処分の報告について
報告第2号	専決処分の報告について
諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦について
議案第1号	西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について
議案第2号	西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について
議案第3号	令和2年度新得町一般会計補正予算
議案第4号	令和2年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
議案第5号	令和2年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算
意見案第1号	高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書
意見案第2号	高齢者施設と医療機関への減収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を求める意見書

○出席議員（12人）

1番 森本洋子議員	2番 青柳茂行議員
3番 大澤一文議員	4番 若杉政敏議員
5番 湯浅真希議員	6番 村田博議員
7番 長野章議員	8番 貴戸愛三議員
9番 柴田信昭議員	10番 菊地康雄議員
11番 吉川幸一議員	12番 湯浅佳春議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	浜田正利
教育長	武田芳秋
監査委員	山下浦光雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副町長	金田將
総務課長	佐藤博行

地	域	戦	略	室	長	東	川	恭	一
町	民		課		長	桑	野	恒	雄
保	健	福	祉	課	長	坂	田	洋	一
施	設	業	課		長	佐 ^々	木	隼	人
産	業	保	育	課	長	河	津	祐	二
児	童	出	納	課	長	桂	田		聡
税	務	支	所		長	橋	場	め ^ぐ	み
屈	足	防	署		長	岡	村	力	蔵
消	防				長	増	田	和	彦
総	務	課	長	補	佐	安	達	貴	広
総	務	課	長	補	佐	佐 ^々	木	孝	之
地	域	戦	略	室	長	福	原	浩	之
保	健	福	祉	課	長	大	山	康	幸
産	業	課	長	補	佐	市	川	栄	樹
産	業	課	長	補	佐	大	宮	将	利
産	業	防	災	係	長	目	黒	達	哉
庶	務	政	係		長	本	郷		潤
財									

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	渡	辺	裕	之
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	野	々	村	寿	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	中	村	勝	志
書			記	花	房	充	己

◎開会の宣告

◎湯浅佳春議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日をもって招集されました、令和3年定例第1回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

◎開議の宣告

◎湯浅佳春議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅佳春議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、7番、長野章議員、8番、貴戸愛三議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

◎湯浅佳春議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。柴田信昭議会運営委員長。

[柴田信昭議会運営委員長 登壇]

◎柴田信昭議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第1回定例町議会の会期につきましては、去る2月22日、午前9時30分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出予定の議件の説明を受け、それらを勘案し日程等について審議を行いました。

その結果、会期は本日から3月19日までの18日間とし、その間の会議等については、別紙会議予定表のとおりであります。

以上、報告を終わります。

[柴田信昭議会運営委員長 降壇]

◎湯浅佳春議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今定例会の会期は本日から3月19日までの18日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月19日までの18日間と決しました。

◎諸般の報告(第1号)

◎湯浅佳春議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎行 政 報 告

◎湯浅佳春議長 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 2年12月4日以降の行政報告をさせていただきます。

12月8日であります。本通橋の架換え開通ということで報告をさせていただいております。これにつきましては、平成28年8月の台風10号による災害復旧工事でありまして、この開通によりまして、327カ所の復旧工事全てが完了したところであります。

あらためて、この間、ご支援いただきました全ての方々に心よりお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

次、3ページにまいりまして、3年2月1日であります。株式会社新得町畜産振興公社、黒丸相談役が来庁されました。黒丸相談役におかれましては、元北海道の農業改良普及員であります。今般、町営育成牧場の再整備を含めまして、本町の酪農振興のお手伝いをいただくことで相談役に就任していただいたところであります。

なお、任期は、令和6年3月31日までと伺っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎日程第3 議案第6号から議案第18号まで 町政執行方針並びに提出議案 説明

◎湯浅佳春議長 日程第3、議案第6号から議案第18号までを議題といたします。
町政執行方針ならびに提出議案の説明を求めます。浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 はじめに、令和3年第1回定例町議会が開催されるにあたり、町政執行の所信を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響により、町内においては、飲食業や観光関連産業を中心に、営業収入が大きく減少し、個々の経営はたいへん厳しい状況にあると認識をしているところであります。

また、労働力不足につきましても、いまだ多くの業種において人手不足が続いており、経済の落ち込みとともに一層の厳しさを感じております。

こうした状況の中、新年度は第8期総合計画の後期計画がスタートいたします。

メインテーマである「人が集い 賑わいと 笑顔が広がり 未来につながるまち」を踏まえ、町民の生活を支えることを念頭に、各分野の重点施策を推進し、持続的に発展していくまちづくりを目指してまいります。

また、人口減少が続く中ではありますが、将来にわたって町民の皆様が安心して暮らし続けられるよう、「自主自立のまちづくり」を目指し、行財政改革を進めながら健全な財政運営を進めてまいります。

以下、分野ごとに申し上げます。

1. 保健・介護・福祉・医療・子育て支援

1) 保健

病気の予防・早期発見のため、医療機関と連携しながら各種検診の受診率向上を図っ

てまいります。

特に、町内の医療機関に整備された遠隔診療システムなどの高度医療機器を活用し、脳ドックなどの検診体制を充実させ、さらなる町民の健康増進を図ってまいります。

新型コロナに係る予防接種が始まりますが、町民の皆様が円滑に接種できるよう、国や医療機関と連携しながら接種体制の整備を進めてまいります。

2) 介護

新年度から第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3年度から令和5年度の3カ年）がスタートいたしますので、計画に基づき、介護予防や認知症対策などの事業に取り組んでまいります。

特に、認知症などにより判断能力が、十分ではない方が成年後見制度を円滑に利用できるよう、成年後見実施機関の令和4年度の設置を目指し、準備を進めてまいります。

介護保険料は、介護サービス量から計算し、基準額が6,400円と算定されましたが、町の介護保険準備基金を活用し、6,200円に設定することといたしました。

これにより、前年度から600円、比率にして10.7パーセントの引き上げを予定しております。

3) 福祉

新年度から第3期地域福祉計画（令和3年度から令和7年度）および第5期障がい福祉計画（令和3年度から令和5年度）がスタートいたします。

町民の皆様がともに支え合い、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、各種施策に取り組んでまいります。

また、障がい者施策では、長年の懸案でありました、障がい者グループホームが、社会福祉協議会により開設されます。今後も連携のうえ、円滑に事業が進むよう支援してまいります。

4) 医療

本町の医療体制につきましては、サホロクリニックおよび新得クリニックと引き続き連携を図るとともに、救急医療を担っていただいております清水赤十字病院とも連携をしてまいります。

また、屈足地区の医療の充実につきましては、ICT（情報通信技術）を活用したオンライン診療による医療提供体制の調査研究をしてまいります。

国民健康保険事業は、北海道が財政運営の責任主体として、事業の中心的な役割を担っておりますが、安定的な運営のため、統一方針に基づいた取り組みが必要であるとともに、本町におきましても、町民の医療の確保と健康維持のための役割を果たしてまいります。

5) 子育て支援

町民が安心して子育てができるよう、新年度から子育て世代包括支援センターを保健福祉センター内に開設し、関係課と連携しながら、妊娠・出産・子育て期の切れ目のないサービスの提供と支援体制を構築してまいります。

また、民間ボランティアにより「子ども食堂」の実施が計画されており、子育て支援

や新たな地域コミュニティの場として期待されるところでありますので、町としても必要な支援を行ってまいります。

幼児・児童への取り組みにつきましては、昨年度から運用しております「第2期子ども・子育て支援事業計画」に基づき、町内で暮らす全ての子どもたちが健やかに安心して成長することができる環境の整備や、子育て支援策を進めてまいります。

保育所と幼稚園につきましては、引き続き保育士および幼稚園教諭の確保に努め、安定した保育と教育の提供を図ってまいります。

また、園庭遊具は経年劣化が進んでいるため、子どもたちの成長に合わせた遊具の更新や修繕を行ってまいります。

新得保育所、新得幼稚園および各児童クラブでは、近年の気温の上昇を踏まえ、子どもたちが施設内で適正な環境の下に過ごすことができるよう、エアコンの設置に向けた実施設計を行ってまいります。

子ども発達支援センターにつきましては、引き続き各関係機関と連携を図り、地域全体でのきめ細かな支援を行ってまいります。

トムラウシへき地保育所こじか園は、平成30年度より、地域の協議会によって運営しておりましたが、新年度は利用園児がいないことから、一時休園といたします。

2. 農林水産

1) 農業振興

本町の基幹産業の1つである農業においては、高齢化等により農家戸数の減少が続いておりますが、昨年は、酪農2戸、畑作1戸、めん羊1戸の多様な形態で新規に4戸が就農し、明るい話題を地域にもたらしいております。

新年度におきましても、新規就農者支援育成条例や、農業次世代人材投資事業を活用し、農業関係機関が一体となって新規就農者の定着を支援してまいります。

また、ここ数年低迷していたレディース・ファーム・スクール生は、定員である10名の入校が予定されており、1年後の修了時には町内での就農に結びつくよう、新たに「修了記念新得農ガールズ応援事業」を実施してまいります。

新型コロナは、農産物の販売・消費の減少などにも影響を及ぼしており、新得町の代名詞ともいえる「そば」などのブランド農作物の維持が懸念されておりますので、新得町農業協同組合が実施する「しんとくブランド作物維持緊急対策事業」に対し支援を行ってまいります。

農業経営の安定化には、反収（たんしゅう）と品質の向上が重要であり、昨年からは始まっている暗きょ排水や除れきなどの畑地整備事業を継続してまいります。

また、新年度からは道営草地整備事業に着手し、飼料自給率の向上に努めるなど、農業生産基盤整備の計画的な実施を進めてまいります。

町営育成牧場では、老朽化が著しい放牧地取水施設の揚水ポンプの更新を進め、放牧地への安定した給水を確保し、生産者から預託された育成牛の適切な飼養管理に努めてまいります。

家畜の疾病対策につきましては、サルモネラ症などの家畜伝染病の発生を未然に防止するため、家畜伝染病自衛防疫組合を中心に、関係機関との連携を図りながら、牛舎消毒の励行など予防対策の強化に努めてまいります。

2) 林業振興

本町の森林資源を将来にわたり持続的に循環利用していくため、適切な管理が行われていない森林所有者に対して、今後の森林整備に対する意向を調査し、森林の一体的な管理促進を図ることで、健全な森林整備が持続的に進められるよう検討してまいります。

林業の担い手確保のため、昨年4月に「北海道立北の森づくり専門学院」が旭川市で開校されました。

本町においては、予定していた基礎・応用実習が新型コロナの影響により中止となりましたが、今後も引き続き地域実習などを積極的に受け入れる体制整備に努め、本町の林業従事者の確保へとつながるよう関係する事業者と一体となって取り組んでまいります。

3) 水産業振興

サホロ湖における遊漁事業につきましては、体験型観光による集客メニューの1つとして、ニジマスおよびワカサギ遊漁を実施してまいります。

また、昨年度から試行的に実施しました夏期遊漁料の無償化を引き続き継続し、誘客力の向上を図ってまいります。

3. 商工

商工業につきましては、コロナ禍において経済の低迷が続いており、たいへん厳しい状況となっておりますが、国や北海道などの支援制度を有効に活用するとともに、各種制度の分かりやすい情報提供に努めてまいります。

また、新型コロナの影響により生活スタイルが一変した中で、これまで以上に「地元での消費拡大」を意識した行動につながるよう、新年度に新たな事業として「食べて飲んで応援知っトク産物購入支援事業」を行うほか、商工会が実施するプレミアム商品券発行事業への支援を行うなど、町内経済の状況を踏まえた効果的な取り組みを適切な時期に実施し、懸命に努力を続けている事業者の皆様方に寄り添った町内商工業の振興に取り組んでまいります。

また、ふるさと納税の返礼品としての地場製品の活用は、町内事業者の売り上げ増加につながりますので、コロナ禍においての巣ごもり消費拡大の潮流を捉えられるよう、魅力のある商品の提供を関係者と一体となって取り組み、新規寄付者やリピーターの獲得に努めてまいります。

4. 観光

観光の振興につきましては、関連する事業者も多く、町内経済を支える裾野の広い重要な産業であります。コロナ禍において観光の減退が続いている中、道民を対象にした「知っトク割」などの活用を進め、町内経済の循環に努めてまいりました。

コロナ禍を契機に、密接や密集を避けて休暇と併用し、旅先で仕事をする「ワーケーション」の取り組みが注目を集めており、本町の観光も時代に即した誘客促進に向け、観光客の満足度の向上を図る効果的なプロモーション活動を通じ、新たな新得ファンの獲得を目指してまいります。

新得町観光協会につきましては、平成29年2月に策定した「新得町観光振興ビジョン」に掲げる実施体制について、昨年7月の総会において法人化への移行が承認されたこと

を受けまして、本年3月に法人の設立総会を開催し、4月1日付けで一般社団法人新得町観光協会として発足することとしたところであります。

今後は、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら戦略的に取り組んでまいります。

国民宿舎東大雪荘は、施設の老朽化に伴う脱衣場の改修を実施するとともに、昨年度に配置された地域おこし協力隊による新たな体験メニューの企画・開発などに取り組み、滞在型観光を強化しながら、集客力の向上による経営改善に努めてまいります。

5. 労働

雇用対策につきましては、慢性的な労働力不足に対応するため、引き続き労働力不足対策事業補助制度により、労働力の確保に取り組んでまいります。

新年度では、新たに労働負荷の軽減などを図ることにより、働きやすい職場環境づくりを支援し、労働力の確保につなげる事業を加え、制度を拡充強化してまいります。

6. 建設

町道の整備につきましては、緊急性や損傷度などを考慮し、計画的に維持・補修を行ってまいります。

新年度は、継続事業として若草団地内の舗装改修を実施するほか、橋りょうにつきましても、橋りょう長寿命化計画に基づき、50橋の点検と二条橋ほか3橋の補修を実施してまいります。

河川につきましては、引き続き中新得川の1級河川昇格に向け、用地調査と現況図作成等を実施してまいります。

公営住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画に基づき、屈足地区の北進団地で2棟4戸の建替を実施するほか、良好な住環境を確保するため適切な維持管理を実施してまいります。

都市計画につきましては、駅前再整備等に合わせた計画の見直しを行うとともに、人口減少・少子高齢化社会に対応した集約型都市構造の構築に向けた立地適正化計画を策定してまいります。

北海道の事業では、道道忠別清水線トムラウシ地区の雪崩予防柵の設置やパンケ新得川の洪水防止対策などが予定されております。

今後も道路、河川整備事業などの促進に向け関係部局への要請等を進めてまいります。

7. 生活環境

重要なライフラインである水道につきましては、より安定した水を供給するため、新得浄水場配水池の更新に向けた設計に着手するほか、維持管理経費の節減に努め、安心安全で安価な水の供給に努めてまいります。

下水道につきましては、快適な生活環境を維持するため、下水道ストックマネジメント計画を策定し、施設の計画的かつ効率的な管理に努めてまいります。

消防業務につきましては、消防署と消防団の連携を維持するとともに、団員の確保と訓練の充実を図り、各種災害に対する出動体制の強化に努めてまいります。

また、施設整備として消防署配備の指揮・広報車を更新し消防力の維持に努めてまい

ります。

火災予防につきましては、住宅用火災警報器の設置を促進するほか、火災予防啓発活動により、焼死事故ゼロを目指してまいります。

救急活動につきましては、AEDの取り扱いを含めた救命講習会を継続して開催し、救命率の向上を目指してまいります。

交通事故につきましては、昨年、北海道内の交通事故による死亡者数が144名となり、前年より8名の減少となりました。

本町では人身交通事故が4件発生し、4名の方が負傷されております。

町民を交通事故から守るため、子どもや高齢者、歩行者等を対象とした交通安全講習を実施し、交通安全意識の高揚と事故防止に努めてまいります。

また、高齢ドライバーによる交通事故防止に向けた取り組みとして、引き続き自動車運転免許証の返納者への交通費助成を行うほか、新たに衝突被害軽減ブレーキや急発進抑制装置の購入に対する補助を実施してまいります。

住民組織につきましては、協働のパートナーとしての住民組織の活動を支援するため、住民活動団体等の各種研修への参加機会を確保するほか、地域課題の情報共有など、自主的な住民活動の推進に努めてまいります。

生活安全につきましては、生活安全推進協議会とともに北海道消費者協会、十勝総合振興局、警察署等の各関係機関と連携を図りながら、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺などの防止や、消費生活での相談事例に関する情報提供および講座を開催し、安全で住みよい町づくりに努めてまいります。

地球温暖化防止対策につきましては、第4期地球温暖化対策実行計画に基づき、引き続きごみの共同処理やごみ排出量の削減などにより、二酸化炭素の排出抑制に努めるほか、公共施設における省エネルギーの取り組みを推進してまいります。

ごみ処理につきましては、処理施設の老朽化等の理由により、4月から十勝圏複合事務組合が運営する「くりりんセンター」に移行いたします。

移行後のごみの収集や分別方法の一部変更に対応し、円滑な運用に努めてまいります。

また、既存の処理施設を活用し、新たに中継施設を整備するための基本計画策定を進めてまいります。

ごみの減量化につきましては、町内会の資源ごみ集団回収を推進するとともに、分別促進やリサイクルに関する情報提供などの啓発に取り組み、ごみの減量化に努めてまいります。

空き家対策につきましては、新年度から第2期空き家等対策計画がスタートいたしますので、計画に基づき空き家等対策協議会や関係者と連携を図った上で、空き家の撤去やさらなる利活用に努めてまいります。

また、空き家の所有者等自らが適切に管理するよう啓もうを進めるとともに、相談窓口の強化や情報提供のほか、空き家の家財片付けに対する支援を行うなど、活用可能な空き家の流通促進に向け取り組んでまいります。

8. 教育

教育につきましては、次代の担い手となる子どもたちが、予測が困難と言われているこれからの社会に適応していくために、必要な資質や能力を身に付けていくことが重要

であります。

このため、新年度も引き続き「地域とつながり郷土が育む心豊かな人づくり」を目標とした本町の教育大綱を基本とし、学校教育と社会教育が十分に連携した上で、地域と学校の連携、協働による地域づくりと学校づくりを進めてまいります。

なお、具体的には、教育長から申し上げます。

9. 広報広聴

広報活動では、広報紙の内容等の創意工夫により見やすく分かりやすい紙面構成にすることや、町民目線に立った情報を提供することにより、町民の皆様がまちづくりへの関心を高め、協働の推進等につながるような広報紙づくりに努めてまいります。

また、町ホームページの全面リニューアルや、各種SNS、動画共有サービスの活用により、本町の魅力を広く発信してまいります。

広聴活動につきましては、複雑、多様化する地域課題を把握し町政の施策に反映させるため、多くの町民の皆様のご意見やご提案をいただく場を設けてまいります。

10. 行財政・地域づくり

本町が将来にわたって持続的に発展し、町民の皆様が安心して暮らすことができる町づくりを進めるため、引き続き健全財政の維持に向けた取り組みを進めてまいります。

新年度予算は、総合計画に盛り込んでいる主要施策の推進を図ることを基本に、「活性化」「協働」「安心・安全」「人づくり」をキーワードとして、懸案事項や継続事業を着実に進めることを中心に、産業の振興、生活基盤整備、子育て支援、高齢者福祉など、各分野において必要な事業を盛り込むとともに、国の第3次補正予算や町内の地域経済活性化事業による前倒し要素も考慮し編成をいたしました。

また、歳入の根幹を占める普通交付税は、国の出口ベースで前年度対比5.1パーセント増とされておりますが、本町においては、令和2年度の実績や地方全体の税収等の減少などの影響を考慮し、前年度当初比3.3パーセント増の31億円を計上しております。

この結果、一般会計予算は、前年度対比2.2パーセント増の69億3,000万円を計上しておりますが、前年度からの繰越事業を含む実質的な予算では、4.8パーセント増の75億3,800円となっております。

また、国民健康保険事業会計以下4特別会計の予算総額につきましては、前年度対比3.4パーセント減の18億4,500万円となっております。

町税につきましては、新型コロナの影響による課税所得の減少が見込まれるほか、観光関連の減収、農業関連では販売量の減収などが見込まれ、町民税は前年度対比8.9パーセントの減、固定資産税につきましては、評価替えによる減収などを見込み、前年度対比0.8パーセントの減とし、町税全体で前年度対比3.4パーセント減の約10億円を計上いたしました。

また、税負担の公平を期するため、引き続き課税客体の把握による適正な課税に努めるとともに、納税相談などをはじめとする収納対策に取り組み、収納率の向上に努めてまいります。

まちづくりの基本となる第8期総合計画は、後期計画への移行年となるとともに、地方創生においても第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略のスタートの年となります。

人口減少に対応した持続可能な魅力あるまちづくりを進めるために、さまざまな分野

で現状と課題を踏まえて定めた成果目標の達成に向け、効果的な施策を取り進めてまいります。

移住・定住対策につきましては、持ち家の促進や空き家活用制度の拡充を図るほか、移住相談の対応、首都圏への情報発信、移住体験住宅の運用を行ってまいります。

また、地域おこし協力隊制度の活用により、これまで家族を含めて多くの定住につながっていることから、さまざまな分野での受け入れを継続してまいります。

JR根室本線につきましては、不通となっております新得一東鹿越間の早期復旧と新得から滝川間の路線維持に向け、根室本線対策協議会での取り組みを基本としながら引き続き努力してまいります。

町の顔である駅前を再生することにより、街中のにぎわいを取り戻すことを目的とした駅前周辺の再整備や、長年の懸案であります追加インターチェンジの設置および隣接地への道の駅整備につきましては、この3事業が関連することにより、地域観光・交流人口・関係人口創出等の波及効果が生まれ、町全体の経済活性化につながることから、重点施策と位置づけ精力的に取り組むを進めてまいります。

役場庁舎の改築につきましては、基本設計をまとめましたので、新年度に実施設計を行い、改築に向けた準備を進めてまいります。

結び

以上、令和3年度の町政執行にあたり所信の一端を申し上げます。

私自身の4期目の最終年次となり、残りの任期も限られておりますが、山積する課題を少しでも前に進めるとともに、「三世代のつどうまち」第4章に盛り込んだ4つの柱と16の重点施策の実現に向かって、職員とともに最大限の努力を傾注する決意であります。

議員各位のお力と、町民皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げ、町政執行方針の説明とさせていただきます。

[浜田正利町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 次に、教育行政執行方針について説明を求めます。武田教育長。

[武田芳秋教育長 登壇]

◎武田芳秋教育長 はじめに、令和3年第1回新得町議会定例会の開催にあたり、新得町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育の分野におきましては、社会情勢や価値観が大きく変化する現代において、子どもたちが自らの感性や創造性を磨き、その力を発揮できるよう本町教育の充実に取り組んでまいります。

そのために、家庭や地域との連携、協働による全町教育活動を通して「学び続ける意欲」「課題を解決するための力」「さまざまな人と関わる力」の向上に努めているところであります。

昨年から猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症につきましては、各学校で感染予防対策を図っているところであり、今後も情報を共有するなどの連携により、学びの保障を推進しながら学校運営や学習活動に取り組んでまいります。

また、各社会教育施設につきましても、感染予防対策を施しながら安心して利用できるよう努めてまいります。

新年度におきましても「地域とつながり郷土が育む心豊かな人づくり」の教育大綱を基に、本町教育の充実・発展に取り組んでまいります。

以下、分野ごとに申し上げます。

1. 学校教育

1) 教育活動及び教育環境の充実

昨年、小学校において新学習指導要領が本格的に施行されましたが、新年度からは、中学校におきましても本格的に施行されますので、学校と社会が連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指した教育が展開されます。

学習過程の改善として、「主体的・対話的で深い学び」の視点による学習指導を行うこととされましたので、児童・生徒が対話や議論により課題解決に取り組む、主体的な学習を目指してまいります。

また、ICTを活用した授業の展開として、将来のデジタル化に向けて算数および数学のデジタル教科書を導入し、機能を生かした授業の工夫、研究などに取り組み、その他の教科につきましても、小中学校と協議しながら、順次、導入を進めてまいります。

学習指導の体制につきましては、少人数学級の実現や複式授業の効率的な運営などに対応するため、新年度におきましても町費負担教員を配置し、それぞれの目的に応じたきめ細やかな学習指導の充実を図ってまいります。

児童・生徒を取り巻く環境の変化などにより、児童生徒の豊かな成長には、学校のみならず家庭や地域を含めた社会全体での教育の必要性があることを背景に、新得・屈足・富村牛の各地区に小、中学校を包括した学校運営協議会を設置しております。

この中で、学校と地域の関わりのほか、小中学校の連携に関しても、中学校から小学校への各教科の乗り入れ授業や、行事などの交流に取り組んでいるところであり、今後さらなる連携に向け取り進めてまいります。

また、義務教育9年間を通した児童・生徒の見取りや小学校から中学校への円滑な接続による中1ギャップの解消などが重要性を増していることから、小中一貫教育について検討を進めております。

特に、富村牛小中学校につきましては、すでに併置校として小中連携の学校運営を行っており、教育課程の編成や教員配置等が柔軟に行うことができる義務教育学校の設置について地域に説明し、一定程度のご理解をいただいたところでもありますので、新年度におきましても、地域、学校と連携しながら設置に向け取り組んでまいります。

教育環境の整備につきましては、新得小学校の大規模改修を一昨年より進めておりますが、新年度は南側校舎棟の内外および屋体の改修を行い、これにより大規模改修が全て完了いたします。

また、近年、気温の上昇により体調不良を訴える児童・生徒が増えており、学ぶ場に適した学習環境を整える必要があることから、小中学校の普通教室などへのエアコン設置に向けた実施設計を行ってまいります。

教職員住宅につきましては、引き続き老朽化への対応として、新たな住宅整備を進めていくほか、既存の教職員住宅につきましては、随時、修繕や設備交換などを行い、住環境の改善を図ってまいります。

2) 特別支援教育の充実

特別支援教育につきましては、特別な配慮を必要とする児童・生徒への切れ目のない一貫した教育が行われるよう個別支援計画を策定し、個々に応じた指導の充実を図るとともに、関係機関と保護者が連携・協力をしてまいります。

また、特別支援教育支援員や学習支援員を配置し、児童・生徒の学習をサポートする体制を整えてまいります。

3) 安心・安全の確保及びいじめ・不登校への対応

児童・生徒の安心・安全の確保につきましては、事件・事故を防止するうえで大切でありますので、地震や台風などの自然災害や危険から身を守る能力の育成を図るほか、通学時の安全確保につきましては、引き続き「子ども110番の家」の設置や登下校の見守りなど地域ぐるみの安全確保対策に取り組んでまいります。

また、情報モラル教育を通じて、SNSをはじめとするネットトラブルの防止にも取り組んでまいります。

いじめの対応につきましては、児童・生徒がどんな理由であっても、いじめは決して許されないものであることをさまざまな場面で指導するとともに、学校、家庭、地域が相互に連携を強め未然防止に取り組んでまいります。

不登校への対応につきましては、さまざまな要因があるため、本人、保護者との連絡や相談を密に行いながら、関係機関と連携し対応してまいります。

さらには、専門的な知識を有したスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの派遣を活用するなど、解消につながるように支援してまいります。

4) 美味しい給食の提供及び食育の推進

学校給食は、児童・生徒の健全な成長を支える大きな役割があるため、栄養バランスをとるとともに、可能な限り地元食材を利用するなど、地域に根ざした食育を推進し、手作りによる美味しく安全な給食の提供に努めてまいります。

また、引き続き農協青年部の協力のもと、新得産食材を主に使用した「Sランチ」など、特色ある給食の提供に取り組んでまいります。

5) 新得高等支援学校への支援

道立新得高等支援学校では、「自ら学び 共に高め豊かな『生きる力』を育てる」の学校教育目標の下、作業学習や現場実習をはじめ、サクラプロジェクトなど地域と連携・協働した教育活動を展開しております。

また、学校運営協議会や関係機関などと連携し、卒業生の町内受入対策についても学校と協議を行ってまいります。

2. 社会教育

1) 社会教育

社会教育では、幅広い世代に対し、多様化するニーズや地域社会の課題に対応した、さまざまな学習機会や情報提供を行うとともに、町民一人一人の自主的・主体的な学びを支援してまいります。

特に、子どもたちに対しては、各種関係団体や地域住民と連携を図り、地域の豊かな

自然を生かした野外活動など、さまざまな体験活動の機会を提供してまいります。

歴史の保存伝承につきましては、郷土資料の展示や活用方法を工夫し、歴史が町民にとって身近に感じられる取り組みを進めるとともに、適正な資料管理に努めてまいります。

公民館につきましては、誰もが安心・快適に利用できるような施設管理に努めるとともに、利便性向上のため、エレベーターの設置に向けた実施設計を行ってまいります。

図書館につきましては、昨年12月の蔵書管理システム更新により、新たにインターネットによる図書の予約が可能となるなど、利便性の向上が図られましたので、そのピーアールと、新規利用者の拡大に努めてまいります。

2) 社会体育

スポーツの振興につきましては、スポーツ推進委員やスポーツ普及専門員と連携し、スポーツに取り組むきっかけとなる事業の実施や環境づくりを進め、町民の健康増進と体力向上に努めてまいります。

「スポーツ合宿の里」事業につきましては、宿泊施設などと連携を取りながら、引き続き積極的なピーアールに努めるとともに、合宿団体への助成制度を新たに創設するなど、合宿地としてのさらなる魅力向上に努めてまいります。

スポーツ施設につきましては、それぞれの施設の目的や利用状況などを踏まえながら、適正な維持管理に努めるとともに、老朽化している施設・設備などの改修を進めてまいります。

新年度は、令和7年度までの5年間を計画期間として策定した「新得町社会教育中期計画」のスタートの年となりますので、現状の課題解決をはじめ、社会教育のさらなる推進を目指し、設定した新たな目標に向かって各施策を進めてまいります。

結び

以上、教育行政執行にあたっての主な考え方を申し上げます。

未来を予測することが難しい社会の中で、持続可能な町づくりの担い手としての資質・能力を身につけ、幸せな人生を歩んで行くためには、教育の果たす役割は何より重要であります。

このことを踏まえながら、引き続き本町教育の充実、発展に努めてまいりますので、町議会議員各位と町民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

[武田芳秋教育長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これをもって町政執行方針、教育行政執行方針および提出議案の説明を終わります。

◎湯浅佳春議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第6号から議案第18号までの議案につきましては、議長を除く11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号から議案第18号までの議案については、議長を除く11名の議員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。

◎日程第4 報告第1号 専決処分の報告について

◎湯浅佳春議長 日程第4、報告第1号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 ないようですので、この報告第1号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第5 報告第2号 専決処分の報告について

◎湯浅佳春議長 日程第5、報告第2号として、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、町議会の議決により指定した事項の専決処分の報告がありましたので、お手もとに配布してありますが、この報告に対し質疑はございませんか。2番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 専決処分の報告、国民健康保険条例の一部を改正する条例となっています。新型インフルエンザ等対策特別措置法となっていますけれども、これは今年1月に、国会で提出されたものでありますけれども、この中にいわゆるコロナの感染予防の関係で、例えば時短の要請に従わないとかそういう中身で、罰則の措置が含まれているはずなんですけれども、その内容について、教えていただきたいというふうに思います。

◎湯浅佳春議長 坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 詳細については、今、手元にありませんので、後ほど確認してお答えしたいなと思っています。

◎湯浅佳春議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 ないようですので、この報告第2号については、これをもって質疑を終結いたします。

◎日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎湯浅佳春議長 日程第6、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦についてご説明申し上げます。

人権擁護委員の候補者に、新得町西3条南7丁目1番地14、木村秀光氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

木村氏は昭和31年5月生まれの64歳であります。任期は令和3年7月1日から令和6年6月30日までの3年間であります。

木村氏は昭和54年から37年11カ月間、役場職員として奉職され、その間、商工観光課長、児童保育課長、税務出納室長などを歴任し、定年後は再任用職員として、屈足保育

園長を1年間務められました。

人格識見ともに適任でございますので、候補者として推薦するものでございます。

なお、現職の佐々木裕二氏は令和3年6月30日で任期満了となります。佐々木氏は平成24年から3期9年間、人権擁護委員を務めてまいりましたが、今回の任期満了を機会に、後進に道を譲られたいと伺っていたところでもあります。

どうぞよろしく願いいたします。

[金田將副町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 説明が終わりました。

本件は人事案件につき質疑、討論を省略し、諮問第1号を採決いたします。

推薦することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は推薦に同意することに決しました。

◎日程第7 議案第1号 西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について

◎湯浅佳春議長 日程第7、議案第1号、西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第1号、西十勝障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について、ご説明申し上げます。

下段の提案理由でございますが、芽室町役場の庁舎移転に伴い、当審査会の執務場所が変更となりましたことから、本規約の変更について、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

改正内容についてでございますが、規約第3条中、執務場所の住所、「芽室町東4条4丁目5番地芽室町保健福祉センター内」を「芽室町東2条2丁目14番地」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、公布の日から施行し、令和3年1月6日から適用することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号 西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について

◎湯浅佳春議長 日程第8、議案第2号、西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第2号、西十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について、ご説明申し上げます。

下段の提案理由でございますが、芽室町役場の庁舎移転に伴い、当審査会の執務場所が変更となりましたことから、本規約の変更について、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、議会の議決を経ようとするものであります。

改正内容についてでございますが、規約第3条中、執務場所の住所、「芽室町東4条4丁目5番地芽室町保健福祉センター内」を「芽室町東2条2丁目14番地」に改めるものであります。

なお、附則といたしまして、この規約は、公布の日から施行し、令和3年1月6日から適用することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎湯浅佳春議長 暫時休憩いたします。11時10分まで休憩といたします。

(宣告 11時00分)

◎湯浅佳春議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時10分)

◎湯浅佳春議長 先ほどの質疑に回答の申し出がありましたので、説明を求めます。坂田保健福祉課長。

◎坂田洋一保健福祉課長 お答えいたします。先ほどの青柳議員からの質問にありました新型インフルエンザの特措法に、今般、時短要請に応じない場合について罰則規定が設けられた中身の詳細について教えてくれないかという質問だったと思うのですが、現時点で具体的な詳細な中身が、通知含めてまだ来ておりませんので、国、道から通知が来た時点でお示しというか、説明させていただきたいなと思っています。以上です。

◎日程第9 議案第3号 令和2年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅佳春議長 日程第9、議案第3号、令和2年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第3号、令和2年度新得町一般会計補正予算、第13号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8億7,119万8,000円を追加し、予算の総額を101億5,331万5,000円とするものでございます。

第2条から第4条までの繰越明許費の設定、債務負担行為の追加および地方債の追加は、それぞれ第2表から第4表までによるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、繰越明許費では、役場庁舎建設事業以下7事業について、完了が令和3年度中になるため、翌年度に繰り越して使用できる金額の限度額を計上してございます。

5ページに移りまして、第3表、債務負担行為補正では、新規就農・農地流動化資金に伴う利子補給について計上してございます。

1枚めくりまして、6ページの第4表、地方債補正では、新たに適用見込みとなった2事業を追加してございます。

16ページ、歳出をお開きください。

2款、総務費、一般管理費、18節、負担金、補助及び交付金では、負担金の確定に伴い、十勝町村会負担金を増額してございます。

中段の財産管理費、12節、委託料では、役場庁舎建設に係る実施設計を行うことから、役場庁舎建設実施設計委託料を新たに計上してございます。

なお、本事業については、完成が令和3年度中になるため、繰越明許費を設定してございます。

企画費、24節、積立金では、寄附金を財源として、ふるさと思いやり基金積立金を増額してございます。

下段から17ページにかけての諸費、22節、償還金、利子及び割引料では、過年度補助事業の補助額が確定し返還が生じたことから、補助金等返還金を増額してございます。

中段から18ページにかけての地域経済活性化事業では、令和3年度当初予算計上予定事業の一部を前倒して実施することにより、町内経済の活性化を図ることを目的として、設備撤去手数料以下13項目に係る役務費、工事請負費、備品購入費の総額1億582万5,000円を新たに計上してございます。

なお、本事業については、完成が令和3年度中になるため、繰越明許費を設定してございます。

中段から19ページにかけての感染症対策事業費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制を整備するため、新型コロナウイルスワクチン接種事業を新たに計上してございます。

1枚めくりまして、20ページをお開きください。

3款、民生費、福祉対策費、18節、負担金、補助及び交付金では、障害者自立支援給付の事務に係るシステム改修の費用として北海道自治体情報システム協議会負担金を、24節、積立金では、寄附金を財源として保健・医療・福祉基金積立金をそれぞれ増額し

てございます。

下段、国民年金費、18節、負担金、補助及び交付金では、国民年金事務に係るシステム改修費用として、北海道自治体情報システム協議会負担金を増額してございます。

21ページに移りまして、4款、衛生費、予防費、18節、負担金、補助及び交付金では、補助額の確定に伴い帯広厚生病院運営費補助金を新たに計上してございます。

下段の清掃費、18節、負担金、補助及び交付金では、負担金額が確定したことから、十勝圏複合事務組合負担金および下水道建設管理負担金をそれぞれ増額してございます。

1枚めくりまして、22ページをお開きください。

6款、農林水産業費、農業振興費、18節、負担金、補助及び交付金では、畑作農家の労働生産性向上に係る機械導入補助金の交付決定により、産地パワーアップ事業補助金を、地域の担い手支援として、規模拡大に係る機械導入補助金の交付決定により、強い農業・担い手づくり総合支援補助金をそれぞれ増額および新たに計上してございます。

なお、産地パワーアップ事業については、完成が令和3年度中になるため、繰越明許費を設定してございます。

林業振興費、12節、委託料では、当初の見込みよりエゾシカの駆除件数が増えたことから、有害鳥獣駆除巡回等委託料を増額してございます。

下段から23ページにかけての町有林野管理費、16節、公有財産購入費では、民有林地について用地交渉がまとまり、町有林地として取得することになったことから、土地・家屋購入費を増額してございます。

1枚めくりまして、24ページをお開きください。

7款、商工費、商工振興費は、財源の移動のみの補正でございます。

25ページに移りまして、8款、土木費、住宅建設費、14節、工事請負費では、北進団地2棟4戸の新築分について、令和2年度交付金の対象となったことから、公営住宅新築工事費を増額してございます。

なお、本事業については、完成が令和3年度中になるため、繰越明許費を設定してございます。

1枚めくりまして、26ページをお開きください。

10款、教育費、小学校費、学校管理費、14節、工事請負費では、新得小学校の大規模改修について、令和2年度交付金の対象となったことから、小学校施設改修工事費を増額してございます。

なお、本事業については、完成が令和3年度中になるため、繰越明許費を設定してございます。

中段、社会教育総務費、24節、積立金では、寄附金を財源として、文化・スポーツ振興基金積立金を新たに計上してございます。

図書館費、17節、備品購入費では、寄附金を財源として、図書購入費を増額してございます。

下段から27ページにかけての学校給食費、1節、報酬では、当初の見込みよりも共同調理場調理員の勤務時間が増えたことから、会計年度任用職員報酬を増額してございます。

1枚めくりまして、28ページをお開きください。

11款、公債費、元金、22節、償還金、利子及び割引料では、臨時財政対策債等の一部

繰り上げ償還に伴い、償還金元金を増額してございます。

9 ページ、歳入にお戻りください。

11款、地方交付税では、交付額の確定に伴い、普通交付税を増額してございます。

1 枚めくりまして、10ページをお開きください。

15款、国庫支出金、総務費補助金では、新型コロナウイルス感染症に対応する事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額してございます。

民生費補助金では、障害者自立支援給付の事務に係るシステム改修の財源として、障害者総合支援事業補助金を新たに計上してございます。

衛生費補助金では、母子保健情報連携に係るシステム改修の財源として母子保健衛生費補助金を、高齢者の自費PCR検査費補助の財源として疾病予防対策事業費等補助金を、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備の財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金をそれぞれ新たに計上してございます。

土木費補助金では、公営住宅新築に係る財源として、社会資本整備総合交付金を増額しております。

教育費補助金では、新得小学校大規模改修事業の財源として、学校施設環境改善交付金を増額してございます。

下段から11ページにかけての民生費委託金では、国民年金事務に係るシステム改修の財源として、国民年金事務委託金を増額してございます。

1 枚めくりまして、12ページをお開きください。

16款、道支出金、農林水産業費補助金では、畑作農家の労働生産性向上に係る機械導入補助の財源として産地パワーアップ事業補助金を、地域の担い手支援として、規模拡大に係る機械導入補助の財源として強い農業・担い手づくり総合支援交付金をそれぞれ増額および新たに計上してございます。

下段、商工費補助金では、事業が完了し補助額が確定したことから、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金を増額してございます。

13ページに移りまして、18款、寄附金、総務費寄附金では、青少年育成用等としていただいたご寄付ならびにふるさと納税を、民生費寄附金では、福祉振興用としていただいたご寄付、教育費寄附金では、図書振興用としていただいたご寄付がありましたので、それぞれ増額してございます。

1 枚めくりまして、14ページをお開きください。

19款、繰入金、減債基金繰入金では、町債の繰り上げ償還に伴う財源として減債基金繰入金を増額しており、保健・医療・福祉基金繰入金では、今回の補正に伴う財源調整として減額してございます。

15ページに移りまして、22款、町債では、新たに適用見込みとなった事業を計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田将副町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 22ページのところの下段で、民有林地購入事業とあるのですが244万3,000円、これ、どれくらいの面積なのか、その内容と、これを購入するにあたっての目的だとか、いきさつというのですか、そういったものをお聞かせいただきたいなど。

◎湯浅佳春議長 大宮産業課長補佐。

◎大宮将利産業課長補佐 柴田議員のご質問にお答えいたします。

民有林地の購入なんですけれども、今回、営農用水の工事、施設整備をやっているんですけれども、そちらの一部工事に絡んで山林が必要となったのですけれども、その交渉の中で、相手方のほうから切り売りはしないと。所有山林の全体を購入してほしいという話がありまして、今回、38.8ヘクタールほどを追加で購入するという形で補正させていただいたものでございます。以上です。

◎湯浅佳春議長 9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 これ、民有林ですから、当然、木が植えられていたのかなというふうに思いますけれども、その関係はどういうことになるのですか。売却ということですか。それとも、そのままいわゆる営農用水で、必要な部分は当然伐採するのでしょうか。全部が必要ではないと思うので、その残った部分はどのようなふうになるのですか。

◎湯浅佳春議長 大宮産業課長補佐。

◎大宮将利産業課長補佐 お答えします。町有林として、今後、管理していく予定としております。以上です。

◎湯浅佳春議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号 令和2年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎湯浅佳春議長 日程第10、議案第4号、令和2年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田将副町長 登壇]

◎金田将副町長 議案第4号、令和2年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、この補正予算は、歳入歳出の款項の区分ごとの金額を変更するものでございます。

5ページ、歳出をお開きください。

7款、基金積立金では、今回の補正の財源調整として、基金積立金を減額してございます。

1枚めぐりまして、6ページをお開きください。

8款、諸支出金では、令和元年度保険給付費等の精算確定に伴い、補助金等返還金を増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号 令和2年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算

◎湯浅佳春議長 日程第11、議案第5号、令和2年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第5号、令和2年度新得町後期高齢者医療特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ116万円を追加し、予算の総額を1億918万5,000円とするものでございます。

8ページ、歳出をお開きください。

2款、広域連合納付金では、実績見込みにより、広域連合負担金を増額してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

1款、後期高齢者医療保険料では、実績見込みにより、特別徴収保険料を増額してございます。

7ページに移りまして、3款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見案第1号 高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書

◎湯浅佳春議長 日程第12、意見案第1号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎日程第13 意見案第2号 高齢者施設と医療機関への減収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を求める意見書

◎湯浅佳春議長 日程第13、意見案第2号、高齢者施設と医療機関への減収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、総務厚生常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

よって、意見案第2号は総務厚生常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査を願います。

◎休会の議決

◎湯浅佳春議長 お諮りいたします。

議案調査のため、3月3日から3月10日までの8日間、休会することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

よって、3月3日から3月10日までの8日間、休会することに決しました。

◎散会の宣告

◎湯浅佳春議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 11時35分)

第 2 日

令和3年第1回新得町議会定例会（第2号）

令和3年3月11日（木曜日）午前10時開会

○議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第2号）
1		一般質問

○会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
一般質問

○出席議員（12人）

1 番 森 本 洋 子 議員	2 番 青 柳 茂 行 議員
3 番 大 澤 一 文 議員	4 番 若 杉 政 敏 議員
5 番 湯 浅 真 希 議員	6 番 村 田 博 議員
7 番 長 野 章 議員	8 番 貴 戸 愛 三 議員
9 番 柴 田 信 昭 議員	10 番 菊 地 康 雄 議員
11 番 吉 川 幸 一 議員	12 番 湯 浅 佳 春 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	浜 田 正 利
教 育 長	武 田 芳 秋
監 査 委 員	下 浦 光 雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副 町 長	金 田 將
総 務 課 長	佐 藤 博 行

地	域	戦	略	室	長	東	川	恭	一
町	民		課		長	桑	野	恒	雄
保	健	福	祉	課	長	坂	田	洋	一
施		設		課	長	佐 ^々	木	隼	人
産	業		課		長	河	津	祐	二
児	童	保	育	課	長	桂	田		聡
税	務	出	納	課	長	橋	場	めぐみ	蔵
屈	足	支		所	長	岡	村	力	彦
消		防		署	長	増	田	和	広
総	務	課	長	補	佐	安	達	貴	之
総	務	課	長	補	佐	佐 ^々	木	孝	之
地	域	戦	略	室	長	福	原	浩	之
保	健	福	祉	課	長	大	山	康	幸
産	業	課	長	補	佐	市	川	栄	樹
産	業	課	長	補	佐	大	宮	将	利
産	業	課	長	補	佐	目	黒	達	哉
庶	務	防	災	係	長	本	郷		潤
財		政		係	長				

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学	校	教	育	課	長	渡	辺	裕	之
社	会	教	育	課	長	岡	田	徳	彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	野	々	村	寿	一
---	---	---	---	---	---	---	---	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	中	村	勝	志
書			記	花	房	充	己

◎開議の宣告

◎湯浅佳春議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第2号）

◎湯浅佳春議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 一般質問

◎湯浅佳春議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◎湯浅佳春議長 4番、若杉政敏議員。

[若杉政敏議員 登壇]

◎若杉政敏議員 通告に従いまして、町営単身者住宅の大規模改修と新団地構想について、質問させていただきます。

1. 町営単身者住宅の大規模改修と新団地構想

第8期新得町総合計画の中で、第4章「快適な住環境等の整備」とありますが、町営住宅の建て替え、利便性向上という意味で内部改修等、3年度事業でも適切な維持管理として、1,400万円ほど既設改修工事として予算化されておりますが、年次計画の中において、長寿命化を図っております。

コロナ禍の中で、社会情勢が目まぐるしく変化しようとしている昨今、都会から地方へと新社会人や職転換と働く場所を求めて人の流れが感じられます。

定住に関する雇用促進では、住宅建設・空き家対策等、民間への支援制度がありますが、入居者の選択の幅を考えたとき、既設住宅のリフォームと新たな団地整備の見直しを望むところです。

そこで、1つ目、アメニティ30、24の大規模改修計画はあるのか。2番目として、北生団地の公園をメインとした地方ならではの団地構想を。

町長の考えをお伺いいたします。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 若杉議員のご質問にお答えいたします。

1点目のアメニティ30、24の大規模改修についてであります。アメニティ30は平成2年に建築されまして、31年が経過しております。また、アメニティ24は平成3年に建築し、30年が経過しているところであります。いずれも鉄筋コンクリート造りで、耐用年数は45年というふうになっております。

この間、維持管理のため、それぞれ外壁の塗装や屋根の防水工事等を実施し、部屋ごとの修繕についても、適時実施しているところであります。

最近の申し込み希望としては、アメニティ30のようなワンルームではなく、寝室、リビングが別々であったり、バス、トイレ、洗面の一体型ではなく、それぞれ別々の場所を望む方が多くおられます。

住宅の改修につきましては、構造上の問題や工事による騒音などの課題もありますが、設備の改修につきましては、入居希望者の需要を見極めながら、ニーズに対応できるようにしていきたいと考えております。

次に2点目の北生団地の新団地構想であります。北生団地は公営住宅等長寿命化計画において、団地の用途廃止を予定しております。

また、人口減少の対応として、できるだけまちなか居住を進めるべきと考えており、その1つとして、団地の集約を進めているところであります。その中にある新たな提案というふうに認識をしておりますが、現状での新規の団地について造成する考えは、今のところありません。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 4番、若杉議員。

◎若杉政敏議員 ご答弁ありがとうございます。住居に関しては、前向きな答えと捉えますが、いずれにしても、町内事業所が物件を持つというのも限界もあるという意味で、再質問させていただきます。

築30年ほどの建物が、さまざまなニーズに対応しているか、疑問に感じます。今現在の入居率からいうと、確かに需要はありますけれども、さて、近い将来に向けてはどうだろうか。住環境の観点からいうと、決して、「良い物件だからどうぞ」と紹介できるものではないということです。

所得制限がないから、低家賃だから良いだろうじゃなくて、答弁のとおり、備え付けのキッチン、ユーティリティー等、時代にそぐわない、そして、10畳ワンルームに物を置いたら寝るところもやっと、友人、仲間を迎え入れるスペースはないのではと感じるところでございます。

建て替えも選択肢の1つですが、大規模改修の考えもありかと。一部、業者は改修可能とのこと。間取りを変えらるとなると、2部屋を1つにすると耐震、解体と構造上の改修費増の問題、入居中の工事はどうなのかと、回答のとおり、いろいろなリスクはあろうかと思いますが、改修中での民間物件利用もありかと思えます。

次に、北生団地を特化した上で提案ですけれども、現入居者撤去後の廃止ということで、その後の利用も考えなければなりません。用地的には更地にして、希望は薄いですが、企業誘致に向けて工業団地化構想もあるかと思いますが、今の実態が廃虚化した場所があつても良いのかということです。

現入居者の思いを踏まえた上で、将来的には町営は無理だとしても、時代のニーズに合った緑地帯を設けた設備、例えばドッグランなど、小動物とのふれあい広場とか、住居に関してはペット入居OKだとか、閉そく感の漂う現社会現象において、移住に向けた幅広く選択肢のある整備化計画を望むとともに、まずは早急に、放置された物件の整理を願うところです。どうお考えでしょうか。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まず、基本的な考え方、やはり住環境の整備というのは、私も大切というか、重要なことだというふうに思っています。とりわけ、新得町の若い方も結構来られておまして、移住の方もいらっしゃる。そういった中の1つに、やはり環境問

題が大きいというふうに思っていますので、その上で、住宅というものが本当に大切だと認識しております。

若干、話が飛ぶのですけれども、実は、教員住宅なんかもそうなんですけれども、やはり現状では今の住宅はもう無理ということで今、教育委員会とも打ち合わせを進めておりまして、改修に多額の費用を掛けるのであれば、もう新しく建てようという、そういう1つの流れを、今、持ちながら進んできております。

その上で、公営住宅の問題になりますけれども、建て替えも含めて今、順次やってきておりまして、アメニティだけに特化した話をさせていただくと、過去に狭いほうの部屋を2つ抜いて広く使えないかと、検討してきた経過がありまして、詳細は私、頭に入っておりますけれども、結論としては、現状ではそこまではやはりお金の問題、騒音の問題、いろんなことを考えると、選択肢としてはなくなると、そういう認識を持っております。

その上で、居住環境の問題で、現在のアメニティの狭いほう、新たな視点の中でやはり、先ほど議員からも言われた建て替えという選択肢も、私もないわけではないと思っています。

しかし、今の段階で「建て替えをする」と、なかなか明言しづらいのですけれども、住環境の視点という意味では、私も大切な視点だなというふうに思っておりますので、1点目については、そういった中で今後も対応していきたいなと思っています。

それから2点目、先ほど言った前提というのは、私、公営住宅の集約化という話を前提にしてさせていただきましたので、若干、一般質問の最初のほうでも触れましたけれども、新たな提案という意味では、頭に入れさせていただきました。

特に、ペットの話だとか、たいへん興味深い話だなというふうに思っておりますので、そのことがあの場にふさわしいかどうかも含めて、若干、交通整理をさせていただきたいなというふうに思っています。

それから、建物の廃虚ということでありまして、われわれもあのままでいいというふうには認識していません。結論から言うと、予算査定の中でも更地にする話、出ているのですけれども、実を言うと、下に下水道と上水道がありまして、次の有効利用を考えたときに、どういうふうにそれを整理していくかということで、なかなか結論が出ていません。

決して、われわれもあの状態がいいというふうに思っておりませんので、地下の埋設物の問題は別にして、更地にするのであれば更地にするという、そういう選択肢もあろうかなというふうに思っていますけれども。

いずれにしても、あのままの状態がいいという、そういう認識を持っていませんので、どこかの時点で、提案のことも含めて、交通整理をさせていただきたいなというふうに思っています。以上であります。

◎湯浅佳春議長 4番、若杉議員。

◎若杉政敏議員 3回目の質問ということで、2回目のご答弁ありがとうございます。

私見を言わせてもらいますけれども、働く場所の条件として、1に休みが多い、2番目、住居、社宅がある、3番目、コンビニが近い、4番目に給料はそこそこ、あえて分析したわけではございませんけれども、2番目に住む場所がどうであるかなんです。

昨年秋以降、内定での住居物件探しに苦労いたしました。現時点でも同じでございます。他の事業所でも同じ思いをしたのではないのでしょうか。快適性まではできなくても、

住環境は職場環境とともに整えれば、1日でも1年でも長く新得に残ってもらえる、それが、われわれの使命でございます。

どうかひとつ町長、今後の公約に入れてもらうことを願ひまして、私からの質問を終わらせていただきますけれども、前向きな検討をお願いいたしまして、終わりにさせていただきます。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 今後の公約は別にしまして、住宅問題は私、本当に大切な問題だという認識をしております。先ほど言ったように、どう交通整理をしていくかという部分もあるのですけれども。

その上で、われわれが建てる、われわれ行政がやる住宅政策というのは、ある意味、福祉的な要素というのは必ずついて回ります。

その辺をきちんと整理した上で、どこまでわれわれが提供をして、その結果、場合によっては民間の事業主の方々にも協力してもらわないと、空きが出るということは、逆に今度、必ず町民の方々の負担になる部分もあるので、その辺のバランスをどう取るか、今までも同じような認識を持っていますので、あらためて今の提案の趣旨を踏まえて、内部のほうで整理をさせていただきたいなと思っています。以上であります。

[若杉政敏議員 降壇]

◎湯浅佳春議長 7番、長野章議員。

[長野章議員 登壇]

◎長野章議員 私は今回の一般質問で、コロナ禍の中での働く人への支援とトムラウシ温泉東大雪荘の健全経営と運営の抜本的改革について、通告に従い、一般質問をいたします。

まず、1項目目のコロナ禍の中での働く人への支援でございますけれども。

1. コロナ禍の中での働く人への支援を

コロナウイルス感染症が発生して1年が経過し、この間、国や町では、働く人たちへの支援を行ってきています。

町民の安全安心の面からも料飲店、観光事業、宿泊事業で働く臨時的従業員、パート従業員の雇用の状況および生活実態について把握をするための実態調査を行っているか、伺いたいと思います。

その上で、事業所が事業を休んだことにより従業員の収入が減となり、苦しい生活を強いられていないか、調査が必要だと思っています。

まだまだコロナウイルス感染症が収束しない中で、この件では、国が支援することになっていますが、先の報道でも、国の支援、雇用維持支援事業が行き届いていないとの報道がありましたので、いずれは支援策が行き届くとは思いますが、現在、困っている人がいないか調査をして、国の支援がいずれはあると思っておりますので、その支援を前倒しして支援することについて検討しないか、お伺いをしたいと思います。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

先日発表されました厚生労働省の調査では、全国で新型コロナウイルスの影響で失業した人の数は見込みも含めて、累積で9万人を超えております。そのうち、パートやア

アルバイトなど非正規雇用で働いていた人は、約4万人となっております。

ハローワーク帯広が公表しております今年1月の常用有効求人倍率で見ますと、全国で1.04倍、北海道で0.95倍、十勝では1.27倍となっており、十勝においては、企業が求める求人数に比べて、仕事を求めている人の求職者数が足りていない状況であります。

また、町内においては、町の「お知らせしんとく」に求人情報を掲載しておりますが、3月1日号の掲載分でフルタイムの求人が18件、パートタイムでの求人が38件となっており、働き手の不足が顕著となっております。

その上で、町としましては、これまでの議会議論も踏まえ、商工会が把握しております会員事業者の経営状況のほか、1月末から2月にかけて13事業者の方を対象に、理事者によるコロナウイルス感染症拡大の事業影響等の調査を行っております。

調査の中で雇用者の状況を伺ったところ、各事業者とも、従業員やパートの方の雇用維持に国の雇用調整助成金等を活用しながら、収束後を見据えた対応をされていることや、募集をかけても人員が集まらないといった声を聞き取ったところでもあります。

ご質問にあります、国の支援策であります雇用維持支援事業につきましては、今、申し上げたように、町内の事業者の方々が有効に活用されているものと承知しており、本町において前倒しは考えておりませんが、議員がご心配されることがないように、事業者の方で申請をされていない場合の商工会による事務支援や、従業員の方が自ら申請することも可能となっておりますことの周知に努めてまいります。

なお、コロナの影響により収入が減少した場合の生活支援として、社会福祉協議会が受付窓口となっている無利子の生活福祉資金や、産業課に設置している無料職業紹介所による相談対応等について、町のホームページや広報紙で継続的に情報発信を行っているところでもあります。また、地域に根差した活動をされている方々に寄せられる相談も伺いながら、町民の命と暮らしを守っていきたくと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 7番、長野議員。

◎長野章議員 答弁をいただきました。ホームページ等で十分周知していることから、対象になる人はいないのではないかと回答をいただきました。

そのことから、調査の必要性が見当たらないということでもありますから、私、やはり心配するのは、ホームページや広報、本当に全員が見ているのかなという、そういう危惧があるかなということで、今回も質問をさせていただきました。

調査、たいへん難しく、困難と思われませんが、雇用の状況がどうなっているか。今、新得では雇用したいという人が多くて、それに応募する人が少ないということですから、そういうことはあまりないのかなというふうに思いますけれども、雇用体系の中で今までと職種変更だとか、そういったことが本当になされなかったのか、休業状況についてどうだったのか、やはり調べる必要があるのではないかとということで、意見を申し上げたいというふうに思います。

国の制度が十分に周知されているということでもございますけれども、ここ2、3日前から、テレビでこの問題が非常に取り上げられております。それは、末端まで周知されないということではなくて、いろんな制度があって、なかなかその制度をうまく活用できないという、そういう報道もありましたので、そういう人がまだいるのではないかとということで、危惧されるところであります。

今も申し上げましたとおり、末端の町村事業者に十分な支援が行き届いているのか、

行き届くには相当、時間が掛かると思うんです。国が今、一生懸命テレビやなんかで報道、国会の中でもそういう話をしているわけですがけれども。そういうことから、その間、つなぐ意味合いとして、さっきもお話ししましたけれども、調査の結果、そういう人がいれば前倒しをしてはどうかという、そういう意見をつけたいというふうに思います。

子育て中、生活困窮者、生活支援者の状況を把握するのは、非常に難しいというふうに思っておりますけれども、商工会さんなどを通じて、現在、調査しているということですので。

もう1つ、パートですとか従業員の方を考えると、労働団体等についても、そういう協力を願ってはどうかというふうに思いますので、そういう心配はないということですから、なかなかそういうところには行かないというふうに思いますけれども、もし、そういうことがあれば、やってみてはどうかというふうに思っています。

町内で職を失った状況があれば、私は支援の必要があると思いますし、前の議会でもお話しがあったかと思いますが、町民の方で苦労している方がいれば、なんとか支援する方法がないかということで、みんなして考えて支援をしてあげたいなというふうに思いますので、ぜひこの辺、今、町長から支援の必要がないのではないかと回答をいただきましたけれども、再度、お伺いをしておきたいと思います。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まず、やはりコロナの問題につきましては、私、深刻な問題だと、きっと皆さんも同じだと思っています。

国の施策というのは、私の印象ですけれども、取りあえず昨年1年やってみて、それで足りない物を補正含めて順次、補完されてきているというふうに私、思っておりますので、その上で、今の国の予算の新年度予算についても、反映されつつあるのではないかとというふうに見ています。

しかし反面、われわれの地方自治体に対する、いわゆるいろんな支援というのは、私は今の段階で分かっている中では、やはり若干不満があるということで、現状でそれぞれの方に、新得町ということでの意見を提案させていただいている部分もありますので、そういった意味では、これからも当然やっていかななくてはならないということで、この間も話をしているとおり、コロナの問題については申し訳ないけれども、走りながら考えざるを得ないという認識、今も持っていますので、そういう姿勢でこれからも臨んでいきたいなと思っています。

今、個別具体的な問題の中で話しますけれども、現状の町民の方々の生活の把握は、職員も一生懸命把握してもらっているというふうに私も思っていますし、私は私の立場で、最近、なかなか人と会うことができないので、難しい部分もあるのですが、できるだけ情報収集をするようにして、次の施策に反映できないかというのは、職員みんな考えているというふうに思っていますので、そういった問題については、これからも努力していきたいというふうに思っています。

その上で今、最終的に現状の把握の方法論に今、行き着いたかなというふうに思っていますので、今、言われたように、足りない分もあるのではないかとということもあるようですので、その1つが労働団体等と具体的に話がありましたので、それはそれできちんと整理しながら、やはりわれわれも本当に少しでも現状の状態の把握というのは努力していかななくてはならないかなというふうに思っていますので、逆に把握する方法に、今、提案にあったように、これからもほかもあればぜひ、お話しをいただければ対応し

ていきたいなというふうに思っております。

その上で、制度の問題で、前倒しと、ある意味、肩代わりというのが私、あるかなと思っておりますので、国の制度のそういうものをきちんとやはり理解しないと、なかなかわれわれ行政側としても手を付けづらい部分もあるので、そういった中では、少しでも生活の安心感が図られるという観点に立てば、やれるものはやっていきたいというふうに思っております。以上であります。

◎湯浅佳春議長 7番、長野議員。

◎長野章議員 ぜひ、町民の幸せのために、ご尽力いただきたいなと思います。

私も、こういう人がこれだけ困っているというのは押さえてはいないわけですから、いろんな話を聞くと、やはり中にはそういうふうに漏れている人もいるという話もありましたので、新得町はそういうことがないようにということで、お話しをさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

2項目目にいきたいなと思います。トムラウシ温泉東大雪荘健全経営と運営の抜本的改革をということで、質問したいなと思います。

2. トムラウシ温泉東大雪荘健全経営と運営の抜本的改革を

2012年9月と2013年6月に、トムラウシ温泉の経営改善と運営の改革について、町長と議論させていただきました。その後、トムラウシ山での事故、気象により道路の通行が不通になるなど、数々の要因があり、経営はあまり良いとは言えない状況下だと思います。

現体制の中で、経費の削減などに取り組み、健全経営に向けて努力していると伺っておりますし、指定管理の指定も、状況把握の上から1年間の指定とも伺っております。

しかし、もう一歩前に出た経営形態の見直しについては、町が100パーセント出資の会社が指定管理を受託していることから、会社組織について意見を述べるのができないかもしれませんが、組織改革について検討する時期にきているのではないかと思います。検討の余地はありませんか、お伺ひしたいなと思います。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 長野議員のご質問にお答えいたします。

トムラウシ温泉東大雪荘を指定管理者により管理・運営しております株式会社新得観光振興公社の経営については、秘湯ブームや平成6年の改築オープン人気から2万人を超える宿泊者数、約2億5,000万円の売上高がありましたが、その後、旅行形態の変化やトムラウシ山の遭難事故、大雨災害などから、平成19年度以降、13期連続経常損失となっており、令和元年度の決算においては、ピーク時から比べて約40パーセントまで減少しております。

令和元年度より、総支配人を配置し、組織の体制強化を図り、大手総合アウトドアメーカー商品とのコラボTシャツや運動機器の設置のほか、ライブカメラの導入によるリアルタイムの映像配信など、お客様満足度の向上を図るとともに、一般管理経費の細部にわたる圧縮に努め、また多くの旅行サイトとつながるシステムを導入し、客室稼働率の向上に努めるなど、健全経営に向け取り組んでいるところであります。

しかし、現状では、新型コロナウイルス感染症がいつ収束するか不透明な状況の中で、経営状況の改善は難しいと言わざるを得ません。

今回の指定管理者の指定期間については、これまでの3年間で1年に変更しまして、

経営状態を把握しながら次年度の指定管理者の公募の方法や、ご質問にあります組織改革についても、現場の指揮監督・権限の在り方など、さまざまな検討を行いながら、新得町の宝でありますトムラウシ温泉の魅力を後世に引き継いでいけるよう、関係する方々と相談をさせていただき、取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 7番、長野議員。

◎長野章議員 答弁をいただきました。指定管理を1年指定になったことから、十分に検討して、健全な運営ができるよう、努力していただきたいというふうに思います。

その上で、先ほどもお話ししましたが、2013年にこの問題で町長と議論させていただいたのですけれども、そのときに、私の考えも整理して意見くださいといただきましたので、この間、特にトムラウシ温泉については、元担当であったこともあって、見させていただきました。

東大雪荘の状況を見ながら、やはりなかなか好転しない状況でありますので、先に述べたように、いろんな要因があるのは承知するところではありますが、やはり経営は厳しい状況というか、なかなかそこから脱却しない状況かなと思います。

1つの提案であります。新得から1時間も掛かる山中の1件の宿に初めて来る人は、遠くて不安で、本当にここに着けるのかなという、そういう状況かなと思います。建物がやっと見えてきて、安堵（あんど）感の中で、現地で社長さんがいて出迎えるという、こういう今までと違ったことも考えてはどうかなというふうに。出迎えてくれた、何物にも代えがたい喜びを感じるのではないかと。「いや、本当に来て良かった」というふうになるのではないかと思いますので、これも1つのあれかなというふうに思います。

支配人さんが今現在、すごくやる気十分の人で、相当経費の削減だとか、そういったことにも力を入れているようですから、支配人、従業員が知恵を出し合って、本当にどんどんいろんなことをやっていただきたいというふうに思うんですね。

その中で、やはり公社の、悪いですけれども代表者を交代していただいて、先ほど言いました、現地でお客さんを出迎える、それからいろんな企画というか、戦略というか、そういうのを現地で即対応できるような、今、対応していないとは言いませんけれども。

やはり重要案件について、60キロメートルをたぶん支配人が車で走ってきて、社長さん、専務さんと打ち合わせをして、そこから戦略がスタートするのではないかなというふうに思いますので、これは昔から距離が遠すぎると言われていたんですね。

確かに電話ですとか、連絡方法はあるわけですけれども、やはり顔を見ながらといいますか、そういう中で会社の代表者やなんかときちっと打ち合わせをしていくのは必要ではないかと、これは昔から言われていたんですね。

そういった現体制の中で、そういう現地での体制づくりができないか、考えていただきたいなと思います。

より近いところに最高責任者がいて、課題に即対応できる体制づくりというのは、やはり必要ではないかなというふうに思っています。今回特に地域おこし協力隊が導入されて体制が強化されたらと思いますので、今後の経営にぜひ期待したいと思いますので、新しい代表者を配置して、抜本的な改革にならないかもしれませんが、町はいずれにしても筆頭株主であり、100パーセント出資の会社ですから、施設は町のものでありますから、当然、経営も含めて、維持管理についても、町は関わっていかないとなりません。

今、即対応できる運営というか、そういったことについては、現地でやれる方法とい

うのは、これはやっていただけるかどうかという人もあれですけども、この1年間の指定管理者の猶予の中でぜひ検討して、私はしっかりした運営ができるように望みたいと思いますので、町長のご意見を伺いたいと思います。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。まず、トムラウシ温泉に対する危機感というのは、議員も話したとおり、私も同じように持っていて、今年については相当な中で指定管理者の問題、詰めていかななくてはならないかなというふうに思っています。

その上で今、現地という話がありまして、今の指定管理者の中での対応、私が社長でありまして、職員が取締役であります。そういった中で、総支配人がいて、支配人がいて、今、こういう流れできています。

その上で、今の現地、私も現地の人間が変わらないと、物事がうまくいかないというふうに認識しておりますので、その認識の中で組織の在り方として、私が社長をやっているのが本当にいいのかどうか、これも根本の問題、やはり触れざるを得ないなど、今、私、思っています。

対外的なことがあるから、どうしても私じゃなければダメだという部分もあるのかもしれないし、その辺も十分見極めた上で、長野議員のおっしゃる現地というものも私もこだわりを持ちながら、経営改善につながるものをわれわれのほうで一度たたき台を作っていきたいなというふうに思っています。

どこかの段階で多くの方々、議会も含めてですけども、たたき台をもんでいただければ次につながるかなというふうに思っておりますので、今しばらく時間をいただいた中で対応させていただきたいなと思っております。重ねて申しますけれども、危機感を持っています。以上であります。

◎湯浅佳春議長 7番、長野議員。

◎長野章議員 かなり近いところまで、歩み寄れたかなというふうに思っておりますけれども。今年というか、今回も説明、「国民宿舎」というのが外れる、今、いい時期ではないかというふうに思うんですね。国民宿舎の名前があったから、ダメだということではないのですけれども、そういうのが足かせになったところもあったらうし、そうではない部分、良かった部分もあったというふうに思っておりますけれども。

そういうことで、私はやはり本当にいろんな企画だとかそういうのを現地で話し合っ、即それで対応できるのが理想ではないかというふうに思っています。

先ほど町長からの答弁もいただきましたけれども、やはり新得町の宝でありますし、後世にぜひ残していきたいと、みんなそういう思いであります。そういった中から、どうしても経営が立ち行かなくてなって廃止しないとならないということにならないように、一緒になって考えていきたいと思っておりますので、ぜひ、この1年間で結論が出るように、みんなして検討していきたいというふうに思いますので、よろしく願います。以上で終わります。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 認識は先ほどもお話ししたとおり、変わらないというふうに思っておりますので、議員の提案、期待に応えられるように努力もしますし、逆にわれわれの作るたたき台をぜひ思い切ったたいいただいて、一緒に前に進んでいけるようにあらためてお願いしたいなと思っております。以上であります。

[長野章議員 降壇]

◎湯浅佳春議長 3番、大澤一文議員。

[大澤一文議員 登壇]

◎大澤一文議員 私は、十勝岳の噴火に対する防災計画について、質問をさせていただきます。

1. 十勝岳の噴火に対する防災計画について

十勝岳の噴火は、約30年から40年間隔とも言われ、最近では1926（大正15）年、1962（昭和37）年、1988（昭和63）年から1989（平成元）年に噴火が確認されております。

1962（昭和37）年の噴火では、火山灰がトムラウシ地域で約0.5から3センチの降灰量を観測しました。また、亜硫酸ガスが発生し、目や呼吸器に関する症状が多かったため、一時的に屈足地域に避難したと記録に残っています。

今後、噴火による農業・畜産に対する影響は、季節や風の向きにもよりますが、少なくともトムラウシ、屈足農村部、上佐幌地域にあると考えております。

町民の健康と財産を守る立場の町として、交通の確保は北海道、防犯対策は警察署、農産物・畜産物への火山灰、亜硫酸ガスの影響等は農協など、各関係機関と連携が大切だと考えています。

新得町として、噴火で影響のある地域に対しての防災計画、周知などについてお伺いいたします。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 大澤議員のご質問にお答えいたします。

十勝岳の現在の状況でございますが、噴火の警戒レベルは一番低い状況にあるものの、直近であります昭和63年の噴火からは30年以上が経過しており、いつ活動が活発化してもおかしくない状況と認識しているところであります。

このことから、町といたしましては、火山災害を含めた防災計画を定め、噴火に備えているところであります。

具体的には、監視警戒態勢において、十勝岳は気象台により常時観測されている活火山であり、その情報は随時、町に伝達されております。

被害を想定しているトムラウシ地域に対しましては、必要な情報をその都度、町内会等に向けて伝達するとともに、登山者や来客者向けには、東大雪荘や登山口付近などに掲示を行い、注意喚起を行っております。

また、避難体制や必要な備蓄に関しては、想定される災害が降灰と火山性ガスであることから、住民をトムラウシ地域外に避難させることを想定し、屈足総合会館を避難所に設定しております。

避難経路となる道路につきましては、火山灰により車両走行が困難になることを想定し、道路管理者である北海道のほか、国の協力のもと、避難経路を確保することとしております。

災害用備蓄では、火山性ガスによる健康被害を想定し、住民用のガスマスクや火山ガス検知機を富村牛小中学校に配置しているところであります。

次に、火山災害を想定した訓練であります。本町を含む十勝岳周辺6市町で構成する十勝岳火山防災協議会が設置されており、毎年、初動体制構築訓練や各種対策本部運営訓練、避難救出訓練等の合同総合防災訓練を実施しております。

また、十勝管内の本町を含めた関係機関においても、合同防災訓練に併せて火山情報伝達訓練を実施するとともに、帯広開発建設部を中心に関係機関の意見交換会を開催し、連携体制の強化に取り組んでいるところであります。

次に、トムラウシ地域への対応といたしましては、火山情報を含め、災害全般において防災情報の伝達共有を地域と密に行っているところでありますが、火山災害時に、地域においてどのような行動が必要かなど、住民理解を深めるよう取り組みも進めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、十勝岳の噴火を想定した火山災害対策につきましては、火山活動に注視し、関係機関や地域との連携を深めながら、対応してまいりたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 3番、大澤議員。

◎大澤一文議員 各情報が新得町まで伝達されていることはよく分かりました。

ただ、噴火による影響が地域、町民に対して知らされているというのは、すいません、あまり見えてきませんでした。

町では携帯電話を使った、町から町民に対する情報提供ができますが、これは町民の登録が必要で、町としても周知を行っていると言います。まだまだ町民には浸透していないように見受けられ、今後も登録の必要性を再度、お知らせする取り組みをお願いしておきます。

今年、道の噴火防災訓練が2月18、19日、美瑛、上富良野で行われました。天候の事情で小規模でしたが、こちらは土石流に対する訓練を中心に行われたと考えております。

新得町は、火山灰、亜硫酸ガスに対する訓練が必要と考えていますので、できれば北海道へその点を含めた訓練の協力要請を行うべきだと思います。

また、トムラウシ地域には、いろいろな備品を用意してありますが、例えば年に1回ある消防による防災訓練と併せ、備品の確認と地域に対する周知を行っていただきたいと思えます。

もう1点、町の産業を守るため、火山灰、亜硫酸ガス等による影響がある地域の農作物・家畜への影響について、やはり地元の農協と協力体制を強化し、また、被害が想定される住民へのコミュニケーションの充実をお願いしたいと思えます。

町独自の訓練の考え方、産業を守るための取り組みがあれば、お伺いいたします。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 話が飛ぶかもしれませんが、平成28年に大雨の被害を経験しまして、恥ずかしいのですけれども、いかにわれわれ職員の災害の対応について、避難場所の設置を含めて、多々反省すべきだったなど、あらためて今、思い起こしたところがあります。

その上で、噴火なんですけれども、雨は見える、だいたい予想もつきます。噴火は、今、気象庁で監視をしています。その監視の中で、どの時点で、どんな発令といいたいでしょうか、指令といいたいでしょうか、警戒レベルというものが出てくるのか、予想つきません。

時間軸という中で、私も町史しか勉強しなかったのですけれども、十勝岳が噴火した昭和30年代のときは、相当前からいろんな兆候を感じていたという記載があったというふうに思っております、そのときにわれわれ行政が取れるのは、まず、やはり気象庁

等を含めて、人的な被害を抑えるという意味で、1つは避難をさせると。それが、今言ったように、噴火のタイミングと合うか合わないかといったら、これはやってみないと分からない。そういった不安は持っています。

しかし、基本的にはやはり避難、その次に、ある意味、今のトムラウシ地区の基幹産業といえましょうか、産業になった肉牛関係があります。単純と言ったら変な言い方ですけれども、私の押さえている数字は、あそこで4つの事業所がありまして、今、8,200頭ぐらいいいます。

過去の記録、忘れたんですけれども、一度農協と相談したことがあります。そのときに、順調にいったら2週間以上掛かると、そういう記憶があります。

しかし、それはトムラウシ地区から搬出するだけで、ではその牛をどこに持っていかという議論は、なかなか現実的にできなかつたという、そんな認識をしています。

夏、冬、それぞれの季節によって、対応もやはり変わってくると思っています。第一義的には取りあえず町の牧場という、そういうものもあるようではありますが、それが現実的な問題になるかどうかといったら、なかなか私、明言できないというふうに今、思っております。

いずれにしても、そこで生活をしている方たちの命と財産をどう火災、噴火から守るか。これからも当然、地域の方々とも十分連携を取りながら、関係機関とも相談をしながら、少しでも不安のない体制が整えられるよう、努力していきたいというふうに思っています。以上であります。

◎湯浅佳春議長 3番、大澤議員。

◎大澤一文議員 ありがとうございます。私も町民に対して過剰な不安を与えるものではありません。ただ、今日は東日本大震災から10年の日です。私も自然の力は予測できませんが、やはり過去の経験を生かし、これから考えられることがあれば、地域がスムーズに対応できる取り組みをお願いして、質問を終わらせていただきます。

[大澤一文議員 降壇]

◎湯浅佳春議長 暫時休憩いたします。11時10分まで休憩といたします。

(宣告 10時59分)

◎湯浅佳春議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時10分)

◎湯浅佳春議長 2番、青柳茂行議員。

[青柳茂行議員 登壇]

◎青柳茂行議員 今回は気候非常事態宣言、これをどうしてもこの新得町、本町で実現させていただきたいという願いを込めて、質問をさせていただきます。

1. 気候非常事態の新得町宣言の実現を

昨年10月、菅義偉首相による「2050年カーボン・ニュートラル」宣言に続いて、11月には衆議院と参議院が全会一致で「気候非常事態宣言」が可決されました。

これに先だって、気候非常事態宣言は2016年から急速に世界で広がり、国内でも、昨年5月の時点で、17都道府県41市24町8村の合計90自治体が2050年までに二酸化炭素の排出「実質ゼロ」を表明しており、自治体を合計した人口は6,250万人で、総人口の49.6パーセントに達しています。この中には、北海道の森町、ニセコ町が含まれています。

衆議院と参議院が「気候非常事態宣言」を決議したことは、日本の政府と国会は脱炭素経済・社会に向けてかじを切ったことになり、20世紀の産業・社会構造から脱して、21世紀の日本の形をつくることだとも言われています。

新得町は豊かな自然に抱かれながら、安心して暮らせる環境がある町を目指し、持続可能な町を次世代へとつなぐため、「町気候非常事態宣言」に伴う内容として、例えば①新得町地球温暖化対策実行計画のもと、新得町の未来を支える子孫に対してクリーンな住環境を提供できるよう努める。②森林の適正な管理により、温室効果ガスの排出抑制に取り組み、良質な自然環境を守る。③地域資源を活用した再生可能な地域新エネルギーを利用促進し、気候変動から地域の産業を守り育てる等の取り組みができないものかどうか、ご所見をお伺いします。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 青柳議員のご質問にお答えいたします。

気候非常事態宣言ということで、若干、説明させていただきますけれども、甚大な被害を伴うさまざまな異常気象が世界で観測され、地球温暖化問題は気候変動の域を超えて、気候危機の状況に立ち至っているとの状況について、自治体等が気候危機を宣言することで、町民の皆さんと認識を共有して、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを行うものであります。

昨年12月の一般質問におきまして、貴戸議員からお話しがあり、その中でも述べさせていただきましたが、町といたしましては、環境に配慮した温室効果ガス排出量の削減は必要との認識を持っております。同時に、これまでも削減に向けたさまざまな取り組みを行ってきたところであります。

宣言についてはゼロカーボンシティと同様に、町全体として必要な取り組みや算出基準、評価方法等について、調査研究をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、ご提案のありました取り組みについてであります。新得町地球温暖化対策実行計画では本年度見直しを行い、町の公共施設を対象に温室効果ガスの排出量を令和7年度までに8.3パーセント削減することを目標として取り組んでおります。

目標達成に向けて、引き続き温室効果ガスの排出要因である燃料使用量などの削減や、公共施設の整備にあたっては、環境に配慮した整備に取り組むこととしております。

2点目の森林の適正管理による取り組みでは、森林資源の有効活用を図るため、私有林整備への助成や森林所有者の不在化等の対策として、町が一定の基準のもとに私有林の購入を進め、町有林化してきております。

また、令和3年度より、放置山林所有者に対し意向調査を行い、適切な管理が難しい場合は、他者へ管理委託を促すなどの対応により、次世代への貴重な財産を引き継いでいくとともに、温室効果ガスの吸収に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目ではありますが、町としての基本スタンスは、地域資源を活用した新たな再生可能エネルギーの促進については、推進していく立場であります。

北海道の中でも有望地域とされている地熱資源を活用した地熱発電や、水資源を有効活用した小水力発電、また、畜産ならびに木質バイオマス発電などの利用促進を図ることで、地域の産業に育てていくことを念頭に置きながら取り組んでまいりたいと思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 2番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 町長の今の答弁の中に、地域の資源を活用して、新たな再生可能エネルギーの促進について推進していく立場だということで、明確に述べられたわけですが、極めて前向きな答弁じゃないかというふうに判断させていただきます。

温暖化非常事態宣言については、例えば今、新得町の豊かな自然を守って、将来に向けて温暖化防止のため、ある意味での課題と目標を持つことに、その意味があるんじゃないかというふうには思っております。

1回目の質問の中で、新得町の取り組みとして、スローガンの3つの提案を行っておりますけれども、これに今、ごみの減量化、3Rと言っていますよね。リユース、リデュース、リサイクル、この取り組みの強化なんですけれども、全体的に圧倒的な町村がリサイクルについては取り組んでいるんですけれども、ただ、ほかの2つ、リユース、リデュース、この取り組みが非常に弱いのではないかというふうに言われております。

ですから、この3つの取り組みの強化をさらに強めていく必要があるのではないかというふうに思っております。

それからもう1つ、新得町、スキー場があります。良質なパウダースノーを将来的にわたって守っていくということも、宣言の中にスローガンとして掲げていただければというふうに思います。

いわゆる環境省が、2100年ですから、今、2021年ですから、約80年後の未来の天気予報をホームページで公開しているわけですが、このまま有効な対策を取らずにいくと、地球温暖化が進んで平均気温が4度上昇するというふうに予測されております。

産業革命に比べて気温がどのくらい上がっているのか、今、盛んに言われているわけですが、110年か20年ぐらい前なんですけれども、もし、それに比べて気温が2度上がると温暖化は不可逆的、地球は元に戻れない、壊滅的な事態になるだろうというふうに言われております。

今現在、最高気温が35度を超える猛暑日、年間日数、例えば埼玉県熊谷市、よく報道されますけれども、18年には37日、この猛暑日を記録していたのだけれども、これがこのまま推移して、2100年には7割増加の63日間になるだろう。東京では12日間続いたものが60日間、約5倍になるのではないかと。しかも、平均気温が43度まで上がってしまう。

札幌はどうかというと、平均気温が今、35、6度が最高と言われておりますけれども、これが40.3度まで上がってしまう。

北海道については、日本一の米どころとなるけれども、年々収穫量は減少する。雪不足でスキー場がオープンできない。

サクラは全国的に一斉に開花して、しかし、冬に温度が下がらないために、種子島とか屋久島、鹿児島付近、西部ではサクラが開花しないのではないかと、このようにも予想されております。

現時点で、産業革命と比べて今、約1度上昇しているというふうに言われています。この1度上昇している中で、昨今の強力な台風、風水害が発生している。最近の例では、令和元年度の台風15号は、房総半島台風と言われておりますけれども、これが最大瞬間風速58.1メートルだったものが、秒速約90メートルに達するのではないかということで、このままいくと人間の死活問題になってしまうとも言われております。

そういう点で、このままいくと地球がもう取り返しのつかない事態になってしまうと

ということで、日本の政府も、世界で10番目ということでもありますけれども、気候非常事態宣言を発したということにはなると思います。

この非常事態宣言、北海道は森町、ニセコ町の2つがやっているのだけれども、例えば長野県白馬村というところが2017年にやっております。

ここでは、5項目あげているわけですが、その中の1つが、気候非常事態宣言によって村民とともに白馬村から積極的に気候変動の危機に向き合って、ほかの自治体の取り組む模範となるというふうにしておりますし、それから、2050年に向けてエネルギー自給率100パーセントを目指す。

この中で、5つ目ですが、世界水準のスノーリゾートを目指すために、白馬の良質なパウダースノーを守りますということで、北アルプスの山麓に長野県があるということなんですけれども、新得町も同じ大雪山国立公園の麓にあるわけですが、同じような環境の中の町ではないかなと。

そういう意味では、豊かな自然の中で、自然を利用した良質な脱炭素社会に向けて、その可能性は十分にあるのではないかとこのように思っております。

町長の答弁の中で、当面の取り組む中身で、水力発電または畜産・木質バイオマス発電、地域の産業を育てていくことを進めるということで、当面の課題をあげているわけですが。

地熱発電については何年か前に、私もこれ1本で一般質問をやったことがあるんですよ。私、この場で賛成とか反対とかということではなくて、いろいろ問題点があるし、町民の中にも賛否両論がありますよね。私個人的には、本州のある場所の地熱発電所の周りの風景を写真で見たことがあるのだけれども、吹き出す水蒸気によって、広範囲にわたって山々が真っ白に枯れてしまっている写真を見たことがあります。

これは、一方では確かに電力は発電されるのだろうけれども、二酸化炭素を吸収する緑の山々が枯れてしまっていたのでは、話にならない性格のものなのかなというふうに思っています。

ですから、私、これについては、やはり相当研究をして、慎重に事を進めるべきではないかというふうに思います。

小水力とか木質バイオマスとか、そういう点では大いに進めていただきたい課題だなというふうに思っております。

ということで、この町の将来を考えて、地球温暖化のために新得町がいわゆる実勢を伴った行動、活動を進めていく点で、宣言が実施されれば、非常に画期的なことだと思いますので、町長のご所見をさらに伺いたいと思います。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まず、環境問題を切り口にした上で、二酸化炭素の問題、各議員もわれわれ行政側もそんなに差、私はないというふうに思っています。間違っていたらまた言っていただければいいと思うんですけれども。

これからも当然、今までやってきたことも含めて継続もしていきますし、新たな提案もあれば、12月の貴戸議員の話もありましたので、それも含めてやっていきます。

その上で今、具体的に3Rの話がありました。それから、未来の天気予報の話もありました。これは特に問題ないというふうに思っています。あと、スローガン、良質なパウダースノー、私もいいかなと思いますけれども、ただ、私1人では決められないなと思っておりますので、これはこれで大切にさせていただきたいなと思っております。

議員のほうから地熱発電の話がありました。反対ではないけれども慎重という意味でありまして、その上で、先にお話しさせていただきましても、私は地熱発電を今すぐトンカチして発電をやるべきだという立場ではまだない。今は、対象とされている地域の中で、地熱発電をするだけの力がそこにあるのかなのか、調査でありまして、私は調査は特に問題はないという立場であります。

調査をした結果、どんな答えが出てくるか、もう最初からやはりエリアとしてはふさわしくない、それだけの能力はないといったら、これはこれで終わる。仮に、能力なり、それだけ見込めるとなったときは、今度は次のステップに行くというふうに思っています。

いずれにしても、いろんなことがやはり課題として私、あると思っていますので、ぜひ、その課題を少しでも埋めていくという立場で、まずは調査というものをあらためて青柳議員のほうもご協力いただければというふうに思っております。

それから、話がそれるかもしれませんが、先般、10日に役場の若手職員、新得町未来創造塾という名前で、30歳未満の職員で構成している、そういう塊がありまして、これからの新得町の1つの進むべき指針の中に、いわゆるSDGsをきちんと整理して、それを踏まえた上で新得町の未来を創造して町づくりを進めてはという、若手からの提案がありました。関心を持つ立場の1人として、どこかで各議員、町民の方々にも、若手の職員の中でもそういうことを考えていると、ぜひお知らせしていきたいというふうに思っています。

いずれにしても、この環境問題、いろんな意味で大きなキーワードの1つというふうに認識しておりますので、われわれも努力をしていきたいというふうに思っていますので、青柳議員もいろんな意味で立場があるかもしれませんが、少しでも前に進むように協力をお願いしたいなと思っています。以上であります。

◎湯浅佳春議長 2番、青柳議員。

◎青柳茂行議員 いずれにしても、地熱発電については、まだ具体的にまな板に上がっているということじゃなくて、これからの課題だと思しますので、その段階でまた気が付いた点をお話しさせていただきたいなというふうに思います。

千葉大学の倉坂研究室というのがあるのですけれども、ここがエネルギー自給率の研究をしているところであります。ここを出しているいわゆる自給率に該当されるものは何なのかということなんですけれども、太陽光、風力、地熱も入るわけですね。小水力、バイオマスの5種類になるんです。大規模な水力発電はこれに入らないということですから、新得町のダム、6つありますけれども、残念ながらここには該当しない性格のものだということですね。

町の基本計画を見たのですけれども、これは平成26年度からの目標、7パーセント削減するという目標だったのが、8.9パーセント削減したということで、それなりの実績を残したわけです。

この計画なんですけれども、あくまでも役場の関係ある公的施設における灯油とかガソリンとか重油とか、車の燃料とか、その計画のもとで算出されているのだけれども、これを役場庁舎関係だけではなくて、町全体に広げた広い視野で二酸化炭素を抑えることができないのかなという気持ちを持っているわけです。

そういう町がどこかにないのかなと思っていろいろ探したのだけれども、福岡県大木町という町なんだけれども、ここに同じ計画があるんです。新得町と同じ名目で計画を

作っているのだけれども、これを見ると5項目あって、5つの提案ということになっているのだけれども、1つはマイカーに依存しない環境、環境に優しい交通ネットワーク構想となっています。2つ目が日常生活と企業活動の省エネ、3つ目が地産地消、地元産の食材を食べる取り組み、4つ目が再生可能エネルギーと地域資源のバイオマスの利用促進、5つ目がごみゼロへの挑戦ときれいな町づくりということで、言葉的には非常に何も難しくない言葉で、そういう項目が並んでいるわけです。

ですから、こういうことで町全体としてこの町は取り組んでいるということが、これを見ただけでも分かると思うんですね。

ですから、この町の、せっかく職員の皆さんが努力して頑張っているわけですがけれども、そういう意味で、もうちょっと広範囲に広めることができないのかどうなのか、それを検討していただきたいなというふうに思います。

それから、いわゆる脱炭素社会ということで、今、日本各地で中小企業、大手の企業もありますけれども、中小企業も先ほど言った自給率100パーセントを目指すために取り組んでいるところがいっぱいあると。あちこちにあるわけです。

私自身も新得町の将来を考えた場合、昨年的一般質問でも話したことがあるのだけれども、例えば後15年ほどもたつかたないかぐらいで、はっきり言えばガソリン車をなくすとトヨタも日産も全部言っていますよね。

そういうことで、そうなると例えば新得町のガソリンスタンドの商売をやっている方々、一体どうなるのかなど。仕事がなくなってしまうのではないかという、そういう不安は、当然思うわけですね。

そのときに、電気も含めてエネルギー関係、これを全部町外に頼る、そういう町なのか、あるいは町内でエネルギーを作り出して、地産地消を生かして、やはり町でそういう産業が興る、生まれる、そういう道と、将来の新得町の経済を考えた場合、これは非常に大きな差がある、大きな分かれになる。どっちにかじを切るのかということは今、非常に考えなくてはならない問題ではないかというふうに思います。

そういうことで、これから脱炭素社会を目指して新しい社会を目指すということは、これから21世紀に向けて、何で、どういう立場でこの新得町の町が生き残っていくのかという、重要な選択が今、迫られているのではないかというふうに思います。

そういう意味で、町長も先ほど若杉議員の質問の中で言われていましたけれども、私は今後の再生可能エネルギー問題については、重点政策に位置付けて、近い将来、5年後、10年後、あるいは20年後の町を見据えて、政策をぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 何となく国政レベルの話になっている気もしないでもないのですがけれども。いずれにしても、私たちの小さな自治体でも、ある意味、環境を切り口にして、どう自治体の生き残りをかけるか。場合によっては、やはり今のエネルギー政策の中で、自治体の生き残りをどうしていくか。食も同じだというふうに思っています。

われわれの手の届く範囲の中で、先ほどの若手職員の提案も含めて、今、お話しいただいた先進事例、提案も含めて、これからの自治体の生き残りという意味では、本当に大切なことだなというふうに思っておりますので、あらためて自分自身の中でも勉強させていただきたいなというふうに思っています。以上であります。

[青柳茂行議員 降壇]

◎湯浅佳春議長 1番、森本洋子議員。

[森本洋子議員 登壇]

◎森本洋子議員 通告に従いまして、1件質問させていただきます。コロナ禍で経営の厳しい宿泊業及び観光業への支援についてであります。

1. コロナ禍で経営の厳しい宿泊業及び観光業への支援について

コロナの収束が見えない中、町内の宿泊業者、観光業者は感染対策をしながらも懸命に営業しております。

現在、関東圏に出ている緊急事態宣言ですが、解除の見通しは不透明な状況であります。そして、新得町が支援している「知っトク割」の補助も3月31日までとなっております。

このコロナ禍の状況は、国の期待するワクチン接種にめどが付き、集団免疫の効果がみられるまで続く可能性が高いと思われまます。

町内の業者がそれまで踏ん張れるように、新得町のさらなる支援を考えていただきたい。そこで、2つ質問いたします。

1. 働きながら休暇を楽しむワーケーションのモニターツアーを行った感触と展望は。
2. 次年度も「知っトク割」のような支援をしていただきたいと思うがいかがか。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 森本議員のご質問にお答えいたします。

現在、コロナ禍により、テレワークが普及するなど、働き方が多様化しており、その中でも、本町のアウトドア観光など、豊富な観光資源を生かせる取り組みであります、「仕事」と「休暇」を組み合わせた「ワーケーション」のモニターツアーを、北海道観光振興機構の助成を受けまして、本年2月から新得町観光協会において、試行的に7個人1企業を対象に、11人の方の参加による5つのグループ単位で1人2泊3日、延べにしまして22泊33日間、実施してきております。

参加された方に実施しましたアンケートからは、森林トレッキングや冬の乗馬といった野外体験から、そば打ちやステンドグラス作りといった室内体験など、プログラムが豊富であること、豊かな自然が素晴らしいことなど、好意的な意見をいただくとともに、「新得町の満ちあふれた自然の中、職場以上の環境で仕事ができ、新たな発想が浮かぶとともにゆとりある仕事できた。この体験を通じて新得町の魅力を自分たちも発信するが、町としてももっとピーアールして企業誘致につなげてほしい」などの感想をいただいたところであります。

一方、「高速Wi-Fi環境の整備が必要」、「全国的に新得町の魅力が知られていない」などの貴重なご意見も頂戴いたしましたので、今後は観光協会を中心に、町内の観光事業者とも協議しながらワーケーションツアーを造成し、誘客の増加につながるよう必要に応じた環境整備や、さらなる周知活動に努めてまいりたいと考えております。

次に、「知っトク割」事業についてであります。新型コロナウイルスの感染拡大による町内の消費低迷に対し、町内宿泊施設や体験型観光施設・スポーツアクティビティを利用する場合に、その利用料金の一部を町が支援する事業として、昨年6月から7月までは、十勝管内居住者を対象とした「知っトク新得チケット」事業、その後、昨年8月から本年3月までは、道民を対象にした「知っトク割」事業を実施しており、利用者

はもとより、町内事業者からもたいへん好評をいただいております。

今後につきましては、新型コロナウイルスの収束が見通せないところでありますが、国の「Go Toキャンペーン」や「どうみん割り」の実施状況等を勘案しながら、町内の経済情勢等も考慮し、必要な対策について適切に対応していきたいというふうに思っております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 1番、森本議員。

◎森本洋子議員 ご答弁ありがとうございます。新しい旅行の形態に早速取り組んでいただいたこと、ありがとうございます。

「ワーケーションって何？」と思われる方々がいるかもしれません。一般社団法人日本ワーケーション協会のウェブサイトを見ますと、以下の説明があります。

ワーク、仕事、そしてバケーション、休暇の造語を表すワーケーションとは、非日常の土地で仕事を行うことで、生産性や心の健康を高め、よりよいワーク&ライフスタイルを実施することができる1つの手段と書いてあります。

日本の実情に合わせて7つのタイプを定義しています。休暇で観光を楽しみつつ、普段の仕事を行う休暇活用型、生活や働く拠点を生かし分散させていく拠点移動型、普段の職場と異なる場所で集中討議を行い、プロジェクトの立ち会いまでを行うタイプの会議型、普段の職場と異なる場所で集中的に研修を行う、教育の場となる研修型、企業間の交流を通じて新たなビジネス生み出す新価値創造型、6つ目が地域の課題解決を目的としたタイプで、地域課題をテーマに組み込んだ研修活動、地域変革とその地域の新規事業を創出する活動、専門知識やスキルを無償提供し社会貢献するボランティア活動、本業以外で地方に関わる副業の活動などを地域課題解決型としています。そして、最後7つ目ですが、こちらは保養所、健康増進、リカレント教育、学び直しということですが、社員の動機付けのメニューとなるタイプの福利厚生型、この7つに分かれています。

今回、新得町が行ったワーケーションのモニターツアーは、この中の観光型、休暇活用型というふうに思われます。新得町は基幹産業の農業のみならず、言わずと知れた観光の町でもあります。現在、コロナによって町内のその観光業、宿泊業の経営が苦境に立たされております。人の動きがない、どうやって生きていこうかと、あちらこちらから聞こえてきます。まずは、休暇活用型のワーケーションの広がりを願っております。

新得町はその可能性のある町だと思っています。例えば新得農村ホリデー研究会では、マップを作り体験施設などの情報をそろえて、道内ではいち早い段階から、さまざまな体験メニューを通じて、滞在型観光に取り組んできました。

今やワーケーションは観光庁や北海道も力が入っております。ほかの町村を見ると、北海道ではニセコや上士幌、そして、下川町は企業のユニリーバ・ジャパンと連携をしております。

まずは、新得町を選んでいただくことが重要です。今回のモニター意見はすごく参考になると思われれます。ご回答の中にもありましたが、私もこれから人の動きの中には高速Wi-Fiの環境整備は急務だと思っております。町内のどこにいてもストレスなくテレワークができる、そういうのが不可欠な整備だと思っております。新得町は来年度中に農村地区にまで高速Wi-Fiを整備されると思っております問題ないでしょうか。

ご返答の中に、ワーケーションツアーを造成し、誘客の増加につながるよう必要に応

じた環境整備や、さらなる周知活動に努めるというふうになっておりますけれども、どのような環境整備なのか、周知活動なのか、現段階で努めようとしている具体的な内容がありましたら、お教えてください。

そして、2番目の「知っトク割」ですけれども、町内の宿主の方々から、「知っトク割」はたいへんありがたかったと言われました。もちろん皆さん何も考えずにいるわけではなく、日々新しいことを考えていこうとしている方々もおります。長引くコロナ禍の中、身近なところ、町内の事業所に少しでも手を差し伸べていただきたいと思います。さらなる「知っトク割」のような支援を早急をお願いしたいと思います。お考え、お願いいたします。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 コロナ禍で、仕事、生活含め、多種多様ないろんなものが見えてきたというふうに言われておまして、その多種多様なものがこれからも続くというのが大方の見方でありまして、そういった中で、この間、観光協会の進めてきたこと、本当にわれわれも大切にしていきたいなというふうに思っております。

いろんなジャンルがあるというのを、私自身もあまり勉強不足でよく分かっていない部分があるんですけれども、やはりいかにこの新得の地に来ていただいて、経済活動を含めいろんなことをやっていただくと、そういった意味で、われわれ行政としてやれるべきものはやっていきたいというふうに思っています。

先ほど長野議員のときにもお話ししましたが、現実にはやはり走りながら考えざるを得ないというのが、私、コロナかなというふうに思っております、これからも走りながら考えていきたいなというふうに思います。

その上で、われわれ行政の思っている消費喚起を1つの切り口にして、そのために、今、何をしていくかという1つの物事の整理の仕方をしておまして、それが全てではないと思っておりますけれども、そういった中でこれからも対応していきたいなというふうに思っています。

その上で今、1点目の環境整備の問題、2点目の「知っトク割」、担当課長のほうから現状で説明できることについては答弁をさせていただきたいなと思っております。以上であります。

◎湯浅佳春議長 東川地域戦略室長。

◎東川恭一地域戦略室長 お答えします。森本議員の質問の中で、光回線の整備、いつになるかという質問がありましたけれども、NTTが実施する光回線に町が支援する形で現在進めているところですが、今年度、補正予算で予算を承認いただいたところですが、事業開始についてはだいたい今ぐらいから事業を開始して、完成予定が令和4年2月の完成予定であります。

従って、供用開始については、令和4年3月ないし4月ぐらいになるとの予定であります。以上であります。

◎湯浅佳春議長 市川産業課長補佐。

◎市川栄樹産業課長補佐 先ほどのワーケーションの環境整備と周知活動の件なんですけれども、モニターツアーのほうでご意見のあった高速Wi-Fiの対応の部分なんですけれども、その高速Wi-Fi機器の整備支援なども含めたワークスペースの環境整備についてですとか、二次交通の整備の部分について、ワーケーションができる町として選ばれるような環境整備を、観光協会を中心として観光事業者さんとも協議しながら

進めていきたいと考えております。

◎湯浅佳春議長 河津産業課長。

◎河津祐二産業課長 「知っトク割」の関係でございますけれども、これについては、いわゆる町長の答弁にもございましたが、国のやっている今の動向、それから、コロナウイルスの感染の状況、広がり、この辺を十分に注視しながら、「知っトク割」をもしやる場合にあっては、その時期なり、方法なり、そういうことも十分検討して対応していきたいと、こんなふうに考えてございます。

今、ここでやりますとかということを即、お答えはできませんけれども、いろんな状況等々を勘案しながら、必要なときにはちゅうちょなく打てるような、そんなことを含めて検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

◎湯浅佳春議長 1番、森本議員。

◎森本洋子議員 お答えありがとうございます。ワーケーションの必要最低条件は、やはりストレスのない高速通信網だと思いますので、その辺、よろしく願いいたします。

休暇活用型のワーケーションでホテル、民宿などの宿を利用させていただいて、新得町のファンを1人でも多くつかんでいただき、そして、さらに近い将来には拠点移動型のワーケーション、企業誘致や移住へとつながればいいなと思っております。

以前、私も一般質問で、狩勝牧場の住宅などをワーケーションにしたらどうかという質問をいたしました。空いている空き家、前回、私もそのような一般質問もしましたけれども、新得町はいろんな可能性を持っていると思いますし、この狩勝牧場の跡も研修型、新価値創造型のワーケーションとしても利用できるのではないかと思います。必要に応じた環境整備、そしてSNSなどの周知活動を積極的にやっていただきたいと思えます。

コロナ禍で経営の厳しい宿泊業や観光業でありますけれども、この苦境を乗り越え、町に対する関係人口、活力ある人口を増やすきっかけの1つになることを期待しています。そして、新得町を外から見た目で柔軟な発想がイノベーションを起こせる人材を1人でも多く増やし、町の活力となることと思われれます。これからグランピングをやりたいという話とかも耳にしたりしますし、そのような方たちもできるだけ応援していただければいいなと思えます。

ワーケーションはまだまだ発展途上で、メリットデメリットがあると思えます。今回、新得町が手を挙げて参加していただいたこと、これからの新しい旅行スタイルに挑戦していただいたことはとても良かったのではないかと思います。どんどんピーアールをして、いろんな企業に新得町にお越しいただくように考えていただければと思います。

町長も、見つめよ新得町ではなく、見渡そう新得町で、ぜひとも新得町を歩いていただいて、遊んでください。よろしく願いいたします。以上です、返答はいりません。

[森本洋子議員 降壇]

◎湯浅佳春議長 暫時休憩いたします。午後1時まで休憩といたします。

(宣告 11時56分)

◎湯浅佳春議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 13時00分)

◎湯浅佳春議長 5番、湯浅真希議員。

[湯浅真希議員 登壇]

◎湯浅真希議員 それでは、私から通告に従いまして、今ある子育て環境を生かし、公園設備の充実と周辺機能との連携強化について、質問させていただきます。

1. 今ある子育て環境を生かし、公園設備の充実と周辺機能との連携強化を

子どもたちの成長、学びの場でもある公園の整備は、以前から要望の声が聞かれます。第2期新得町子ども・子育て支援事業計画の中でニーズ調査が行われ、「必要だと思う子育て支援策」の質問の中でも、「休日でも親子そろって遊べるような場所を」、「公園など子どもの遊べる施設の整備、遊具の充実」など、ご意見をいただいております。

先日の令和3年度執行方針では、「町内で暮らす全ての子どもたちが健やかに安心して成長することができる環境の整備や、子育て支援策を進めてまいります」とあり、たいへん期待されるところであります。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1点目、環境整備、現在、具体的に検討されているものがございましたら、教えていただきたいということ、2点目、交流人口を増やすという観点から、現状、環境が整っている佐幌川公園の設備の充実を検討されるお考えはあるのか、お伺いいたします。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 湯浅真希議員のご質問にお答えいたします。

町内には、親子で楽しむことができる多くの公園や広場があります。町の都市計画マスタープランでは、都市公園が9カ所、森林公園が2カ所、その他の公園が2カ所となっております。また、各町内会ごとに設置されております広場が14カ所あり、中でも特に西栄町内会にあります「なかよし公園」や「佐幌川左岸公園」には、天気の良い日には多くの利用者が訪れ、元気な声が響いております。

さて、具体的なご質問の、1点目の環境整備であります。具体的に検討しているものについては、公園の整備という中で、子どもたちの遊び場、まちなかでのコミュニティーや憩いの場を安全に利用していただけるように、公園施設長寿命化計画に基づき、施設・遊具の計画的な修繕等の維持管理を進めております。

また、子どもたちが利用する新得保育所および新得幼稚園には、現在15台の遊具があり、令和3年度から4年度にかけて8台の撤去を行い、新たに子どもたちの成長に合わせた6台の遊具の設置を計画しております。

なお、屈足保育園につきましては、平成29年度の園舎改築時に、新たに「コンビネーション遊具」を設置しております。

子どもセンターなかよし内にごございます児童館では、毎年、必要に応じて、玩具や図書を更新を行い、子どもたちが楽しく利用できるような施設づくりを図っております。

なお、子育て支援センターでは、今後、園庭に乳幼児が利用できる遊具の設置について、検討を進めているところであります。

2点目の交流人口を増やす観点からの佐幌川公園の設備の充実についてでございますが、現在、佐幌川左岸公園につきましては、平成7年度に策定しました「全町公園化プラン策定構想」のメインテーマで、「緑豊かな自然を生かした公園づくり」を前提に整備が進められております。

事業内容としましては、自然環境を最大限活用する緑地公園として計画され、市街地

近郊にある貴重な自然を残すため、良好な樹林地を保全・維持し、森林浴や野鳥観察を楽しむための施設と、サクラの植栽により、将来のサクラの名所とするための整備、利用者が自由に遊び、憩い、安らげるような多目的芝生広場の整備を進めてきております。

なお、整備から20年以上の月日が経過するとともに、当初の目的もある一方で、交流人口を増やす観点から、他の議員の方々を含め、町民の方々からも設備の充実を求める声もございます。

どのようなものが望まれているか、あらためて整理を進めていきたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 5番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 ありがとうございます。環境の整備につきましては、現状を維持しながら、必要に応じて更新していかれるのかと思います。

幼稚園、保育所での遊び場のほかに、幼児だけではなく、児童も含め、休日などの遊び場の充実も求められているのではと感じます。

第2期子ども・子育て支援事業計画、こちらで就学前、小学生児童の保護者ともに、子育てのための経済的支援の充実を求める声と、子どもたちの遊び場や機会の充実を求める声というのは同じぐらい高い割合で要望されております。

この一般質問をする実際のきっかけになりましたのも、子育てをする町民の方から、公園の設備の充実を求めるものでありました。私たちが子どもの頃はインターネットはありませんでしたが、今はネットで事前に公園の情報を調べて、遠くの公園まで出掛けることもあるそうです。

いろいろな町村の公園を利用するのもいいのだけれども、せっかく環境のいい町なのだから、新得で子どもたちをもっと遊ばせたい、子どもたちが満足する公園にはもう一步という声をいただきました。そういう要望があるのであれば、積極的に何が必要なのか、検討するべきかと思います。

また、本町における第8期総合計画において、町づくりの重点課題の一番上に挙げられているのも、子育てしやすい環境整備を進めるというふうになっております。

2点目の答弁の中で、あらためて整理したいとご回答いただきましたが、町民の要望、ニーズがあって、大きな町づくりの観点からも重要課題に挙げられていますので、もう一步踏み込んで、具体的に、今、求められる環境整備の検討を進めるべきと思いますが、町長はどのようにお考えになりますでしょうか。

2点目なんですけれども、佐幌川公園ですが、緑豊かな自然を生かしてという観点、尊重します。春はサクラも咲いて、芝もとてもきれいに管理されて、新得らしい公園になってきていると思います。

以前、議員の視察でお伺いした秩父別町では、屋内外での大型遊戯場、キャンプ場、スポーツセンター、プール、図書館、温泉施設などが集約されて、子育て環境や支援にかなり力を入れ、子育てするなら秩父別と一体的なピーアールをしながら、平成30年には34年ぶりに人口増になったそうです。さらに、周辺の飲食店にもいい影響があったというふうにお伺いいたしました。

本町においても、佐幌川公園の周辺、広くはなるのですけれども、奥からリバーサイドのパークゴルフ場があり、サッカー場、新しくできた陸上競技場、そして、芝のランニングコース、佐幌川公園に続きます。川の反対側に行くと、プール、野球場、体育館、

多目的広場、焼き肉ハウスと、かなり充実された設備が既に本町にもあるのではないかと思います。

スポーツと環境を生かしたエリアとして、大きなパークのようにピーアールすることのできるのではないかと思います。このスポーツと自然を生かした子育て環境の整備というのは、まさに新得らしいものになるのではないのでしょうか。

新得の親御さんたちがネットで調べて他町に行くように、逆に他町から新得に来てもらう、ピーアールの仕方によっては交流人口を増やして、さまざまな産業の活性化につながる可能性があると思います。

多少の整備は必要でも、今あるものを生かして、よりよいものになる可能性があるのであれば、広いエリアで、今までとは少し違った視点にはなりますけれども、ピーアールをしてみてもいいと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 お答えいたします。まず、今回、答弁にあたって、われわれ反省しなくてはならないと思っているのは、児童保育課は児童保育課の自分たちの姿勢という守備範囲の答弁になってしまっている。施設課は施設課で、ある意味自分の守備範囲の答弁ということで、逆にたいへん申し訳ないなというふうにも思っているんですけども。

議員から言われているのは、もっともっとある意味広い意味で公園というものを切り口にした交流人口を含めた、そういう町づくりの視点というふうに今、あらためてお伺いしたところでありまして、かえってこういう答弁をしたこと、本当に申し訳ないなというふうに今、反省をしています。

その上で、切り口として1つのそういう遊び場というものを、私もたいへん重要だなというふうに思っております。われわれの限られた職員体制の中で、どこまでどんなことができるか、なかなか不安な部分もあるんですけども、今回の湯浅議員からいただいている、それから、相当前に若杉議員からも拓鉄公園の問題をいただいているのは十分私の頭の中に入れておりますので、あらためて光のあて方というのも、もう1回職員の中でもきちんと整理をさせていただいた上で、期待に応えられるように対応していきたいなというふうに思っています。以上であります。

◎湯浅佳春議長 5番、湯浅真希議員。

◎湯浅真希議員 確かに今回、この質問をさせていただくにあたって、子育て環境の切り口というのは児童保育課で、公園のほうは施設課ということで、なかなか一体的に見るのは難しいのかなというところであたったのですけれども、ただ、やはり新得町、これから全体的に人口減になっていって、子ども・子育ての環境整備、今後も重要な課題になってくるのではないかと思います。

子どもたち、親御さんをどう支えていくことができるのか。新得はもう高校は残念ながらありませんし、長い目で見た子育てというのは、やはりお金も時間も掛かってくるのではないかと思います。

それでも「新得に暮らして良かった」と思ってもらえるような町を私は目指したいと思っておりますし、皆さんもその思いは同じだというふうに思っています。

子育て環境の1つ、公園の施設の充実を切り口に質問させていただきましたけれども、やはり大きい範囲でピーアールを含めさせていただきたい。

町長の答弁にもありましたが、今後、整理、検討したいとありました。ぜひ推進していただきたいところです。

以前に菊地議員が、今回と同じような質問をされているんです。当時の答弁も、環境の整備、ご意見を伺いながら検討しますとのことでした。町民の皆さん、楽しみに待っていらっしゃいます。具体的にいつぐらいから検討に入っただけなのか、そして、町長の子ども・子育て環境の整備に対する思い、今後、どれくらい重要視されて政策のほう進めていかれるのか、最後にお伺いして終わりたいと思います。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 いずれにしても、私、残された時間、もう少しなので、その中で、どこまで環境整備ができるか、私自身も不安な部分もありますが、極端なことを言えば、発言しすぎかもしれませんけれども、職員体制までもししたら踏み込まないと、場合によっては物事が進まないという、そんな認識を持っていますので、残された時間の中でどこまで期待に応えられるか、あらためて内部で調整をさせていただきたいなと思っています。以上であります。

[湯浅真希議員 降壇]

◎湯浅佳春議長 8番、貴戸愛三議員。

[貴戸愛三議員 登壇]

◎貴戸愛三議員 通告に従いまして、1項目質問させていただきます。

1. テレワークルームを町内に

昨年から今年に向け、新型コロナウイルス感染拡大により、飲食店の営業自粛、時短要請、学校の休校、通勤の制限等、社会生活の至るところに大きな影響を与え、今なお、それが継続しております。

そういった中、首都圏や大都市に拠点を置く企業の中には、リスクマネジメントの観点から、営業拠点を地方に分散する動きが出ています。そういった動きをいち早く察知し、テレワーク誘致に動いている自治体もあるようであります。

わが町においても、テレワークルーム、サテライトオフィス等の設置を検討し、二地域居住、移住・定住への対策、対応が必要と考えます。町長の考えをお伺いいたします。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

[浜田正利町長 登壇]

◎浜田正利町長 貴戸議員のご質問にお答えいたします。

本町におけるテレワーク、サテライトオフィスの誘致については、平成24年度に東京の企業を対象としたテレワーク実証事業により、取り組みをスタートしたところであります。

その後、地方創生関連交付金を活用しながら、首都圏の企業を対象として、地方で働く際に必要な条件などのヒアリング、アンケート調査やテレワーク誘致、都市部での説明会や情報発信事業などに取り組んでまいりましたが、希望する企業数不足やトライアルの場が未整備なことなどにより、テレワーク、サテライトオフィスの誘致には至っていない状況になっております。

移住・定住に関する取り組みの1つとして、新得らしさを生かして都市部から人を呼び込み、新たな流れをつくる施策は必要と認識しております。今後は未利用公共施設の活用も含めて、あらためてテレワークルームの設置というものにつきましても、検討してまいりたいと考えております。以上であります。

[浜田正利町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 8番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 実は6年ほど前、平成27年に私たちが所属していた委員会が、道外所管で徳島県神山町というところを訪問させていただきました。もうその当時、今から6年前に、その神山町はサテライトオフィス誘致の町ということで、結構話題になったところでもあります。

東京からそこに転居した事務所を見せていただいて、IT関係の企業なんですけれども、1億円ぐらいのお金を掛けて、古民家をリノベーションして自分たちのオフィスにしてと。

いろいろお聞きしていく中で、神山町が誘致事業をやっているわけじゃなくて、そこにあるNPO法人にサテライト事業の委託をしていると、こういう流れです。

NPO法人の理事長をやっている方のスキルというか、パワーがすごいと。サテライト事業で成功する自治体がお手本としてあるのであれば、本来だったら今までの経過でいったら新得町もやらないかと、もう早い段階で一般質問かけている状況だと思うんですけれども、とてもNPO法人の理事長のような呼び込む力はわが町にはないという感覚で、その当時はこういった質問はしませんでした。

なぜ、今なんだということになると、今の質問の中にあつたように、大企業でもリスク分散のために、地方にサテライトオフィスを分散しておこうじゃないかという流れが今、できつつあるという情報であります。

だとすれば、強かに呼び込む力を持った人がいなくても、これからならもしかしたらうまい具合に、そういったお試しのためのサテライトルームとか、テレワークルームを整備することで、情報の発信さえうまくやれば、大企業もしくは首都圏にある企業のサテライトオフィスを呼び込むことができるんじゃないかという発想で、今回の質問に至りました。

当然、何かを準備するということはお金が掛かりますけれども、今回、内閣府が地方創生テレワーク交付金という形の中で、こういった事業に取り組んだ民間でも、また、地方公共団体でも、それなりの交付金措置を取るとというのが、第3次補正、去年12月23日に成立した補正の中で、この予算、100億円で予算取りしています。

これを使えば、標準で50パーセント、高水準の範ちゅうに入れば、75パーセントの交付金を受け取ることができるというふうになっているので、財政が厳しい折でも、この事業に採択されれば、かなりの交付金で事業対応ができるというふうに考えています。

その上で、例えばこれをやるために新しく1億円、2億円を掛けて上物をつけるとか、そういったことじゃなくて、町内にある空き家もしくは空き店舗を活用して、それをリノベーションして、都会から来る人にそこでテレワークをやってもらおうというのが、今回の質問の趣旨であります。

その上で、どうせつくるのなら、ちょっとハードルは高いけれども、高水準のテレワークルームをつくるべきだというふうに思っています。それは何かというと、先ほど言いましたように、今、大きい企業も地方分散をしていこうというふうに考えていると。

1チームを4人とか5人のチームを作ってどこかに出す形になると、4社、5社集まると、すぐ20人ぐらいの数の実習に来た人たちが集まると。この20人というのは1つの大きなポイントで、20人以上を収容する施設整備をやれば、これは高水準の1つの過程をクリアするということでもありますから、これを当然やるべきだというふうに思っています。

最後に、町長が検討すると言われたのは、やらないほうの検討なのか、やる方向の検討なのかも含めて、もう一度、お伺いしたいと思います。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 まず、やるほうの検討でいきますから、先に言っておきます。

先ほどのワーケーションもそうなんですけれども、職員含めてわれわれも努力が足りないと言われれば、そのとおりかもしれませんけれども。

やはり全然新得の名前を知らない人も含めて、どう町のピーアールをしていくか、なかなかいい方法がわれわれも作り出せていないという、そういう反省は常に持ちながら、そうは言いながら諦めるということには絶対にならないというふうに思っていますので、特にコロナというのが1つのきっかけになるのかもしれないけれども、新得の環境をこれからも意識しながら対応していきたいなというふうに思っています。

同時に、新得の町はある意味、サホロリゾートを含めて、結構多くの観光客の方が、私、来ていただいているというふうに思っていますので、そういった人たちもきっかけの1つといいましようか、そういった方々もあらためてピーアール、どんなことをしていけば心に残っていくのかということも考えながら、やれるだけとにかくやるという中で、対応していきたいなというふうに思っております。以上であります。

◎湯浅佳春議長 8番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 この1年間で、リモートワーク、テレワーク、ワーケーション、ワーキングとか、全然、今まで聞いたことのない言葉が出てくる。先ほど森本議員がワーケーションの語彙（ごい）の説明もされています。そういう時代がこれから来るだろうなという気はします。

神山町が何でそれだけのIT企業が集まったのかというと、IT企業というのは何かを作る、それが例えばソフトであったり、アプリであったり、それは別に東京の真ん中にいないと作れないものじゃなかった。だから、地方に行っても同じ作業ができる。

逆に月100万円単位の家賃を払って、満員電車で1時間も1時間半も揺られて通うぐらいだったら、田舎にそっくり行ってしまったほうがいいだろうなという発想でそこに行った。そのきっかけを作ったのがこのNPO法人の理事長だったと。その呼び込む力によって、令和元年の段階で14社のIT企業が神山町に行って、17世帯、27人の人が移住している。

自然減は避けられないけれども、この段階で社会増が生まれたということなんです。こういういいお手本があるのだけれども、確かに個人のスキルに頼る施策は難しいかなと。ただ、今ならば、日本中の企業がリスク分散のために地方に、国がやったほうがいいという発想になってきているときだからこそ、やるべきなんだろうというふうに思います。

できれば町長、これをもし取り組んで、その業務をどこかと一緒に、行政だけじゃたぶんダメだと思うんです。やろうとすれば、例えば商工会青年部とか中小企業家同友会、この中小企業家同友会というのは全国にネットワークがありますので、そういったところで一生懸命やっている人たちと連携しながら、情報発信も含めて、私はやっていくべきだろうというふうに思っています。

最後なんですけれども、日本人というのは熱しやすく冷めやすいので、今、日本中のいろんな企業がリスク分散のために地方にサテライトつくろうと思っても、このコロナが収まってしまって、元の日常に戻れば、冷める可能性もあるということで、も

しやるのであれば、嫌な言い方になりますけれども、スピード感を持ってやるべきだというふうに思うのですが、これを最後の質問にさせていただきます。

◎湯浅佳春議長 浜田町長。

◎浜田正利町長 先ほど言ったように、質問の趣旨は十分理解しております。その上で、スピード感も分かりました。どんなことが本当にわれわれの知恵も含めて、横のつながり、人脈のつながりと、それぞれみんなあると思っていますので、貴戸議員の言われるスピードとわれわれの持つスピードがもしかしたら差があるかもしれませんが、いずれにしても、先ほど言ったように、もうやれることは全てやるという、そういった中で対応していきたいなというふうに思っております。以上であります。

[貴戸愛三議員 降壇]

◎湯浅佳春議長 これにて一般質問を終結いたします。

◎休 会 の 議 決

◎湯浅佳春議長 お諮りいたします。

議案調査のため、3月12日から3月18日までの7日間、休会することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月18日までの7日間、休会することに決しました。

◎散 会 の 宣 告

◎湯浅佳春議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 13時29分)

第 3 日

令和3年第1回新得町議会定例会（第3号）

令和3年3月19日（金曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	議案第6号から 議案第18号まで	予算特別委員会の審査結果報告書
2	議 案 第 1 9 号	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
3	議 案 第 2 0 号	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
4	議 案 第 2 1 号	指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
5	議 案 第 2 2 号	指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
6	議 案 第 2 3 号	令和2年度新得町一般会計補正予算
7	議 案 第 2 4 号	令和2年度新得町介護保険特別会計補正予算
8	議 案 第 2 5 号	令和2年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
9	議 案 第 2 6 号	令和3年度新得町一般会計補正予算
10	議 案 第 2 7 号	令和3年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
11	議 案 第 2 8 号	議員派遣の件

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1 2	意見案第 1 号	審査結果について
1 3	意見案第 2 号	審査結果について
1 4		閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○会議に付した事件

諸般の報告（第 3 号）

議案第 6 号から
議案第 18 号まで
議案第 1 9 号

予算特別委員会の審査結果報告書

議案第 2 0 号

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 1 号

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 2 号

指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 3 号

指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 4 号

令和 2 年度新得町一般会計補正予算

議案第 2 5 号

令和 2 年度新得町介護保険特別会計補正予算

議案第 2 6 号

令和 2 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

議案第 2 7 号

令和 3 年度新得町一般会計補正予算

議案第 2 8 号

令和 3 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

意見案第 1 号

議員派遣の件

意見案第 2 号

審査結果について

審査結果について

閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○出席議員（12人）

1 番 森 本 洋 子 議員

2 番 青 柳 茂 行 議員

3 番 大 澤 一 文 議員

4 番 若 杉 政 敏 議員

5 番 湯 浅 真 希 議員
 7 番 長 野 章 議員
 9 番 柴 田 信 昭 議員
 11 番 吉 川 幸 一 議員

6 番 村 田 博 議員
 8 番 貴 戸 愛 三 議員
 10 番 菊 地 康 雄 議員
 12 番 湯 浅 佳 春 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町		長	浜	田	正	利
教	育	長	武	田	芳	秋
監	査 委	員	下	浦	光	雄

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

副	町	長	金	田	將
総	務 課	長	佐	藤	博 行
地	域 戦 略 室	長	東	川	恭 一
町	民 課	長	桑	野	恒 雄
保	健 福 祉 課	長	坂	田	洋 一
施	設 課	長	佐	々 木 隼	人
産	業 課	長	河	津	祐 二
児	童 保 育 課	長	桂	田	聡
税	務 出 納 課	長	橋	場	めぐみ
屈	足 支 所	長	岡	村	力 蔵
消	防 署	長	増	田	和 彦
総	務 課 長 補	佐	安	達	貴 広
総	務 課 長 補	佐	佐	々 木 孝	之
地	域 戦 略 室 長 補	佐	福	原 浩	之
保	健 福 祉 課 長 補	佐	大	山 康	幸
産	業 課 長 補	佐	市	川 栄	樹
産	業 課 長 補	佐	大	宮 将	利
庶	務 防 災 係	長	目	黒 達	哉
財	政 係	長	本	郷	潤

○教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

学 校 教 育 課 長	渡 辺 裕 之
社 会 教 育 課 長	岡 田 徳 彦

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 野 々 村 寿 一

○職務のため出席した議会議務局職員

事 務 局 長 中 村 勝 志
書 記 花 房 充 己

◎開 議 の 宣 告

◎湯浅佳春議長 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布いたしましたとおりであります。

(宣告 10時00分)

◎諸般の報告（第3号）

◎湯浅佳春議長 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第1 議案第6号から議案第18号まで 予算特別委員会の審査結果報告

◎湯浅佳春議長 日程第1、議案第6号から議案第18号までを議題といたします。

本件について、予算特別委員会委員長の報告は別紙のとおり原案可決であります。

本件については質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

本件については、委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎湯浅佳春議長 挙手多数であります。

よって、議案第6号から議案第18号までについては、委員長の報告どおり決しました。

◎日程第2 議案第19号 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅佳春議長 日程第2、議案第19号、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第19号、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

4ページ目上段を御覧ください。

提案理由でございますが、厚生労働省令第9号の施行に伴い、指定居宅介護支援事業に係る必要事項を規定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてでございますが、まず、第4条、基本方針関係に、人権擁護、虐待防止のため、研修を実施する等の措置を講じる事、また、介護保険等関連情報を適切に有効活用に努める事を追加で規定。

第21条、運営規程関係に、虐待防止のための措置に関する事項を重要事項として規定する事を追加で規定。

第22条、勤務体制の確保等関係に、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止する方針を明確化する等必要な措置を講じる事を追加で規定。

第22条の2、業務継続計画の策定等関係に、感染症や災害発生時に業務継続及び早期業務再開を図るために業務継続計画を策定し、必要な措置を講じる事を追加で規定。

第24条の2、感染症の予防及びまん延の防止のための措置関係に、感染症予防及びまん延防止のための措置に関する事項を追加で規定。

第25条、掲示関係に、重要事項等に関する規定の概要等を事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代える事ができると追加で規定。

第30条の2、虐待防止関係に、虐待防止に関する必要な措置について追加で規定するものであります。

条例本文の説明は省略させていただき、4ページ上段を御覧ください。

附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第19号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第20号 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅佳春議長 日程第3、議案第20号、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第20号、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

4ページ上段を御覧ください。

提案理由でございますが、厚生労働省令第9号の施行に伴い、指定介護予防支援事業に係る必要事項を規定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてでございますが、まず、第3条、基本方針関係に、人権擁護、虐待防止のため、研修を実施する等の措置を講じる事、また、介護保険等関連情報を適切に有効活用努める事を追加で規定。

第20条、運営規程関係に、虐待防止のための措置に関する事項を重要事項として規定

する事を追加で規定。

第21条、勤務体制の確保等関係に、介護支援専門員の就業環境が害されることを防止する方針を明確化する等必要な措置を講じる事を追加で規定。

第21条の2、業務継続計画の策定等関係に、感染症や災害発生時に業務継続及び早期業務再開を図るために業務継続計画を策定し、必要な措置を講じる事を追加で規定。

第23条の2、感染症の予防及びまん延の防止のための措置関係に、感染症予防及びまん延予防のための措置に関する事項を追加で規定。

次に、5 ページ目になりますが、第24条、掲示関係に、重要事項等に関する規定の概要等を事業所に備え付け、いつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代える事ができると追加で規定。

第29条の2、虐待防止関係に、虐待防止に関する必要な措置について追加で規定するものであります。

条例本文の説明は省略させていただき、4 ページ目上段に戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。8番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 (発言の取り消し)

◎湯浅佳春議長 暫時休憩いたします。

(宣告 10時10分)

◎湯浅佳春議長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 10時11分)

◎湯浅佳春議長 8番、貴戸議員。

◎貴戸愛三議員 質問を取り消します。

◎湯浅佳春議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第20号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第21号 指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅佳春議長 日程第4、議案第21号、指定地域密着型サービスに係る事業者の指定

に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第21号、指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

2ページ目を御覧ください。

中段にあります提案理由でございますが、厚生労働省令第9号の施行に伴い、指定地域密着型サービス事業に係る必要事項を規定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてでございますが、第3条、指定地域密着型サービスの事業の一般原則関係に、人権擁護、虐待防止のため、研修を実施する等の措置を講じる事、また、介護保険等関連情報を適切に有効活用に努める事を追加で規定するものでございます。

条例本文の説明は省略させていただき、2ページ目上段にあります附則であります、この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第21号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第22号 指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎湯浅佳春議長 日程第5、議案第22号、指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。坂田保健福祉課長。

[坂田洋一保健福祉課長 登壇]

◎坂田洋一保健福祉課長 議案第22号、指定地域密着型介護予防サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員並びに介護予防のための効果的な支援の方法並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説

明申し上げます。

2 ページ目を御覧ください。

中段にあります提案理由でございますが、厚生労働省令第9号の施行に伴い、指定地域密着型介護予防サービス事業に係る必要事項を規定するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてでございますが、第3条、指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則関係に、人権擁護、虐待防止のため、研修を実施する等の措置を講じる事、また、介護保険等関連情報を適切に有効活用に努める事を追加で規定するものでございます。

条例本文の説明は省略させていただき、2 ページ目上段にございます附則であります。この条例は、令和3年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

[坂田洋一保健福祉課長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第22号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第23号 令和2年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅佳春議長 日程第6、議案第23号、令和2年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第23号、令和2年度新得町一般会計補正予算、第14号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,247万3,000円を減額し、予算の総額を99億4,084万2,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の追加によるものでございます。

6 ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正では、保育対策総合支援事業以下2事業について、完了が3年度中になるため、翌年度に繰り越して使用できる金額の限度額を計上してございます。

続いて、歳入歳出予算の説明に移ります。

今回の補正は、年度末ということもありまして、歳入歳出ともに、事業の実績や決算見込みによる増減補正、執行残や不用額の整理および歳入の整理に伴う財源移動を全般にわたり行っております。

人件費につきましても、実績や人事異動等による補正をそれぞれ計上してございます。

主なものについてご説明いたします。

歳出の39ページをお開きください。

下段の2款、総務費、公共施設整備基金費、24節、積立金では、今後の大型事業の財源対策として、公共施設整備基金積立金を増額してございます。

45ページをお開きください。

感染症対策事業費、10節、需用費では、各小中学校において、学校保健特別対策事業補助金の対象となる感染症対策用消耗品を購入することから、消耗品費を増額してございます。

なお、本事業については、完了が令和3年度中になるため、繰越明許費を設定してございます。

次に歳入の主なものについてご説明いたします。

戻りまして、17ページをお開きください。

中段の15款、国庫支出金、総務費補助金では、個人番号カード交付に係る備品購入の財源として、個人番号カード交付事務費補助金を新たに計上しております。

1枚めぐりまして、18ページをお開きください。

中段の教育費補助金、小学校費補助金および中学校費補助金では、各小中学校における感染症対策用消耗品購入の財源として、学校保健特別対策事業費補助金をそれぞれ新たに計上してございます。

20ページをお開きください。

16款、道支出金、農林水産業費補助金、農業委員会費補助金では、農業委員報酬の財源として、交付額が確定した農地利用最適化交付金を新たに計上してございます。

下段の林業振興費補助金では、エゾシカ緊急対策事業に係る財源として、地域づくり総合交付金を新たに計上してございます。

21ページに移りまして、中段の商工費補助金では、消費者対策に係る財源として、消費者行政推進事業補助金を新たに計上してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第23号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第24号 令和2年度新得町介護保険特別会計補正予算

◎湯浅佳春議長 日程第7、議案第24号、令和2年度新得町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎**金田將副町長** 議案第24号、令和2年度新得町介護保険特別会計補正予算、第3号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ170万1,000円を追加し、予算の総額を7億9,087万8,000円とするものでございます。

11ページ、歳出をお開きください。

1款、総務費から16ページ、3款、地域支援事業費、認知症総合支援事業費まで、それぞれ実績見込みによる補正を行ってございます。

6ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

2款、国庫支出金から9ページ、6款、繰入金までの各歳入は、歳出の実績見込みにより、それぞれの負担分について、補正と財源の調整を行ってございます。

1枚めくりまして、10ページをお開きください。

7款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎**湯浅佳春議長** これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎**湯浅佳春議長** これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎**湯浅佳春議長** 討論はないようですので、これから議案第24号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎**湯浅佳春議長** 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第25号 令和2年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算

◎**湯浅佳春議長** 日程第8、議案第25号、令和2年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎**金田將副町長** 議案第25号、令和2年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,170万6,000円を減額し、予算の総額を2億4,812万3,000円とするものでございます。

第2条は地方債の変更によるものでございます。

4ページをお開きください。

第2表、地方債補正は、起債対象額の確定に伴う限度額の変更でございます。

13ページ、歳出をお開きください。

1款、事業費、総務費から15ページの事業費では、今年度の事業の確定や実績見込みによる補正を行ってございます。

7ページに戻りまして、歳入を御覧ください。

2款、使用料及び手数料から10ページ、5款、繰入金までの各歳入は、実績見込みにより、それぞれ減額してございます。

11ページに移りまして、6款、繰越金は、前年度繰越金の補正でございます。

1枚めくりまして、12ページをお開きください。

8款、町債では、起債対象額の確定に伴う限度額の変更により、減額してございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。
(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第25号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。
よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第26号 令和3年度新得町一般会計補正予算

◎湯浅佳春議長 日程第9、議案第26号、令和3年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。
[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第26号、令和3年度新得町一般会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,832万2,000円を追加し、予算の総額を69億7,832万2,000円とするものでございます。

8ページ、歳出をお開きください。

2款、総務費、感染症対策事業費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制を整備するため、ワクチン接種事業に係る各費用を新たに計上してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

15款、国庫支出金、衛生費負担金および衛生費補助金では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る体制整備の財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費に係る国庫負担金および国庫補助金をそれぞれ新たに計上してございます。

7ページに移りまして、21款、諸収入では、社会保険料自己負担金収入および雇用保険料自己負担金収入をそれぞれ増額してございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。
[金田將副町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。9番、柴田議員。

◎柴田信昭議員 9ページのところの委託料ですけれども、コールセンター業務委託料とあるのですけれども300万円、これ、どういう業務を委託するのですか。お聞きした

いと思います。

◎湯浅佳春議長 大山保健福祉課長補佐。

◎大山康幸保健福祉課長補佐 コールセンター業務委託料の内容なんですけれども、民間のコールセンターに委託を予定しておりまして、内容は、フリーダイヤルを設けまして、そこで町民の方からの予約を代表的に受け付けていただく。あと、コロナワクチンについての不安なことですとかの問い合わせの窓口にもなります。

コールセンターで解決しないことは、町のほうにその情報が下りてきまして、町のほうから回答を申し上げることもあります。

それと、ウェブシステムと予約のシステムを使いますので、その管理も含めてお願いするところです。以上です。

◎湯浅佳春議長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第26号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第27号 令和3年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算

◎湯浅佳春議長 日程第10、議案第27号、令和3年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。金田副町長。

[金田將副町長 登壇]

◎金田將副町長 議案第27号、令和3年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ11万7,000円を追加し、予算の総額を7億1,170万4,000円とするものでございます。

7ページ、歳出をお開きください。

2款、保険給付費、18節、負担金、補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症による療養のために仕事を休んだ方に対し手当を支給するため、傷病手当金を新たに計上してございます。

6ページ、歳入にお戻りください。

2款、道支出金では、傷病手当金の財源として、国調整交付金を増額してございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願い申し上げます。

[金田將副町長 降壇]

◎湯浅佳春議長 これから質疑に入ります。質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これから議案第27号を採決いたします。
本件は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第28号 議員派遣の件

◎湯浅佳春議長 日程第11、議案第28号、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、提案理由の説明を省略することに決しました。

本件は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱い、あらかじめ議長に一任願いたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり実施することとし、これらに係る議員の出張ならびに細部の取り扱い、あらかじめ議長に一任することに決しました。

◎日程第12 意見案第1号 審査結果について

◎湯浅佳春議長 日程第12、意見案第1号、高レベル放射性廃棄物の最終処分場にしないことを求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これより意見案第1号を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、修正可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。
よって、意見案第1号は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第13 意見案第2号 審査結果について

◎湯浅佳春議長 日程第13、意見案第2号、高齢者施設と医療機関への減収補填、介護・医療従事者に慰労金支給を求める意見書を議題といたします。
お諮りいたします。
本件については、別紙報告書のとおりであります。
委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。
これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。
よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。
本件について質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 これをもって質疑を終結いたします。
本件について討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 討論はないようですので、これより意見案第2号を採決いたします。
本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。
本件は委員長の報告どおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。
[挙手全員]

◎湯浅佳春議長 挙手全員であります。
よって、意見案第2号は委員長の報告どおりとすることに決しました。

◎日程第14 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎湯浅佳春議長 日程第14、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。
お諮りいたします。
各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手もとに配布のとおり申し出がありました。
各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

◎湯浅佳春議長 異議なしと認めます。
よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査および調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

◎湯浅佳春議長 これにて、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、令和3年定例第1回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 10時40分)
